

決算特別委員会会議録

平成25年10月29日(火)

(開会) 10:02

(閉会) 16:57

委員長

ただ今から、平成24年度決算特別委員会を開会いたします。

この際、委員会の運営方法についておはかりいたします。本日からの実質審査につきましてはお手元に配付しております「平成24年度決算特別委員会の審査順序」に記載のとおり審査していきたいと考えております。最初に、監査委員の審査意見書に対する質疑、2番目に各款ごとの質疑に入ります。お手元の資料に示していますように、歳出は6つに、歳入は3つに区切って質疑をしていただきます。

また、質疑は通告されているものから行っていただき、そのあとで通告以外の質疑があれば、お受けしたいと考えております。続いて、一般会計に対する総括質疑を行い、討論・採決については、保留して最後に行いたいと思います。

3番目に特別会計の審査に入ります。特別会計につきましては、歳入歳出一括して質疑を行っていただきます。なお、討論・採決につきましては、一般会計と同様に、保留して最後に行いたいと思います。

4番目に財産に関する調書、基金の運用状況に関する調書に対する質疑を行っていただき、最後に一般会計から各特別会計の順に、討論、採決を行いたいと思います。

以上のように委員会審査を進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議がないようですから、そのように運営をさせていただきます。

次に、審査を行います過程で、案件に関係のない職員は事務に支障をきたすことがないように、各職場で仕事をしていただくことにして、退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議がないようですから、そのような取り扱いをさせていただきます。

次に、委員の皆さんにお願いいたします。資料要求の際にもお伝えしましたが、単純な確認のみの質疑や事業の概要等の質疑の導入部分のご発言はできるだけ割愛していただきますよう、ご協力をよろしくお願いします。

次に、執行部の皆さんに要望しておきます。この特別委員会がスムーズかつ能率的に運営できますように、各委員からの質疑に対しては、その内容を確実に把握され、質問された部分に対してのみ、ハッキリと的確な答弁をお願いいたします。また、各款の審査における所管課は必ず前方に着席し答弁に備えていただきますよう徹底をお願いいたします。

最後に、先ほどおはかりいたしました。審査の過程で、対象となる款に関係のない方は各職場での通常業務を優先してください。以上、皆さんのご協力をお願いいたします。

それでは、審査に入ります。最初に、監査委員の審査意見書に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

監査委員の審査意見書に対する質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:05

再 開 10:06

委員会を再開いたします。

「認定第1号 平成24年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。

各款ごとの質疑に入ります。まず第1款 議会費及び第2款 総務費130ページから162ページまでの質疑を許します。なお質疑される際には事項別明細書のページ数と費目を示して質疑をされますようお願いいたします。

まず質疑事項一覧表に記載されています130ページ、議会費、議員報酬について、上野委員に質疑を許します。

上野委員

いま委員長からご紹介がありました130ページ議会費、議員報酬についてお伺いをいたします。私ども月額46万円という議員報酬をいただいておりますが、平成24年度、年間に直すと正確にいかほど報酬額をいただいておりますので、確認させてください。

議会事務局次長

年額で申しますと、721万6,250円でございます。

上野委員

私たち議員報酬を論じる場合に、常に類似団体との議員の報酬と比較をしていたように思いますが、実際に生活をしている飯塚市において、市民給与との対比を確認することも大切ではないかと考えておりますので、飯塚市民の平均給与額と私ども議員報酬との比較はどのようになっているのか、おわかりの範囲で教えてください。

議会事務局次長

市民の給与の平均ということでございますが、正確な数値を把握することは非常に難しいのですが、福岡県に報告しております平成25年度の市町村税課税状況等の調べの平均給与収入額で申し上げますと375万7,680円で、先ほどの議員年収と比較いたしますと約52%に当たります。

上野委員

52%、率を倍数で直すと飯塚市民平均給与額の1.92倍程度、約2倍と、そのような議員報酬をいただいているという、このような理解でよろしいでしょうか。

議会事務局次長

あくまでも課税状況等の調べの数値で比較いたしますと、そういうことになります。

委員長

それでは次に、134ページ、一般管理費、行政評価について、兼本委員の質疑を許します。

兼本委員

135ページの行政評価研修謝礼金、それから外部評価謝礼金等々について、金額にしますと大した金額ではありませんけど、行政評価そのものについて若干ちょっとお尋ねしたいと思います。この事業は平成22年から行われているわけですけど、この事業の重要な点は業務プロセスの管理方法、これは民間がやりよるわけですけど、計画、実行、評価、改善等々のこのPDCAサイクルでいうCですか、評価、いわゆるチェックということになると思うんですね。このチェックというのは、今まさにここで行われています決算特別委員会での執行されているのがどういうふうになっているのかという、このチェックと同じようなことでございまして、効率的にこのチェックする場等がどうなっているかというようなことで、執行部は実施している行政評価の評価体制がどういうふうになっているかということでございますが、まずこの行政評価の評価体制は、執行部で行われております行政の評価体制はどのようになっているのか、その点からまずお尋ねいたします。

行財政改革推進課長

本市が取り組んでおります行政評価は事務事業レベルの行政評価でございまして、それぞれの事務事業の担当者や係長が事務事業の目的、成果、課題等を整理した評価シートを作成し、

その内容を踏まえ担当課長が一次評価を行っております。次に、一次評価対象となります事務事業の中から選定基準に基づきまして100事業に絞り、市長を本部長とする行財政改革推進本部会議で行政としての最終評価になりますが、二次評価を実施しております。さらにその中から14事業を選定いたしまして、市の附属機関でございます行財政改革推進委員会の委員、それに他市の職員を加えたメンバーで外部評価を行っていくという体制でございます。

兼本委員

この行政評価というのは、先の政権のときにはいろいろ政府のお金の使い道について、いろいろ話題になりました。「2番ではだめなんですか」とかいろんな言葉が出まして、まずこれは直方でやって、それを飯塚のほうでもやろうということを取り組んだというふうに記憶しておりますわけですけど。市長を本部長とするその会議で行う二次評価が行政の最終の評価になるとすれば、外部評価の役割や位置づけはどのようになっているのか、その点をお尋ねいたします。

行財政改革推進課長

外部評価につきましては、もちろん事務事業の改善、改革を目指していることは間違いございませんが、それに職員の意識改革等を図る場として位置づけております。外部評価の評価者としては大学の教授、税理士、民間事業者、公募で選ばれた市民、それから先ほど言いましたように他市職員で構成されております。そういう意味でいえば、本市の職員とは違った視点で事務事業の問題点、改善点、それから事務事業の必要性などを指摘していただいております。その評価結果をもって市の最終的な判断とはしておりませんが、今後の事務事業の見直しを行う上ではこの外部評価の意見や評価結果につきましては重要な指摘事項というふうに考えております。

兼本委員

先の政府のときにもいろんな意味で削るものは削るとか、いろんなことはやってきました。確かにその削ったものが、最終的にそれがよかったのか悪かったのかというのはまだ後に残るわけですけど、今の答弁で指摘というだけでは、行政評価、それから意識の改革、確かに意識の改革は行われているやろうと思いますけどね。しかし、その指摘というだけでの捉え方では、何日間も時間をとって、そして一次評価、二次評価というような形でやっているわけですけどね。これを見直しの際には反映していくというようないま答弁でしたけど、どのように反映されているのか、そしてその確認やら、一番大事な検証がどのように行われているのか、その点はどうなっています。

行財政改革推進課長

外部評価を受けました事務事業については評価を受けたあと、評価に対する市の考え方及び今後の取り組み方針として、事務事業の改善策及び次年度への予算への反映状況を各課に対して確認を行っておるところでございます。その内容については行財政改革推進本部に報告するとともに、ホームページにおいても公開しておるところでございます。また、外部評価を担っていただいております附属機関であります行財政改革推進委員会には、担当課より直接外部評価の振り返りの報告を行ってございまして、外部評価の結果等についての確認や検証というのはこのような流れの中で行っております。

兼本委員

決算委員会の中で、議会の委員会の中でもいろんな意味でこういうものは、ちょっと予算を縮小したらどうかというような指摘も確かにあっておりますね。それと行財政の評価がどうなっているのかというようなところもあるわけですけど、検証が、結果がいまいちよく見えていないなというのは、我々が感じるころなんですよ。ホームページでも、上がっておりますけど、この外部評価の指摘によってどのような見直しが行われたのか。その具体的な成果があれば簡単で結構ですけど、示してください。

行財政改革推進課長

外部評価の結果を受けまして、具体的に申しますと、企業誘致推進インフォメーションセミナーや中学校海外派遣事業、陶芸教室など、見直しをするきっかけとなった事業がございますが、この外部評価の結果をもって、すぐに廃止や拡充の方向に持っていくというのはなかなか現実的には難しい面もございます。しかしながら、この行政評価は行財政改革の一環として実施している以上、外部評価後の所管課の対応や取り組みについては、今後も広く市民に公表し、改善改革につながるようにしていきたいというふうに考えております。

兼本委員

外部評価で、例えば廃止という結論が出たとしても、行政としては、やっぱり継続した行政の中で事務事業としてやめるわけにはいかないと、そういうのも確かにあると思います。今言われました、次年度の予算に反映させていくということですけど、例えば外部評価でこのようなものがあつたから、こういうふうな予算を大幅にアップしてくれとか、縮減してくれとかいうようなことがあるかと思えますけど、財政課としてはその点は行政評価の結果がどうなっているのかということや予算のヒアリングのときには、どのように見ているのか、その点、財政課でよろしくをお願いします。

財政課長

財政課では、予算要求時に各事務事業におけます事務事業評価、今ある質問がっておりますけれども、一次評価、二次評価、それから外部評価、その最終結果及び評価内容を予算要求書とともに提出を求めています。それに基づきまして、ヒアリングを行っているところでございます。この中で要求の考え方や評価に基づきます改善内容等が、要求された予算に反映されているかどうかを確認した中で編成作業を行っているところでございます。

兼本委員

財政課としても行政評価の結果は、予算編成のときには見ているということですので、それは非常にそういうものも見ながら予算編成をやるということは一番大事なことですからね。そういうことをやっていただきたいと、今後とも継続してやっていただきたいと思うわけですけどね、外部評価を行う委員は法的な権限を有しているわけでもありませんし、その評価決定に拘束力はないということですから、そういうことやろうと思えますけどね、最初にも指摘してきましたように、この行政評価はチェック機能が重要であると、そのチェックを受けてP D C AのA、改善につながらないと全く意味はないわけであり、事務事業評価を受けた原課は評価判定に対し検証をして、その結果を、本来はこのように改善しましたよとかいうようなことの文章を我々は評価には携わっていないわけですから、こういうことをやっているということは、いろいろホームページ等で引っ張り出せばわかるわけですけど、こういうことをやりましたよというようなことは確かに予算編成のときには財政課に出していると思えますけど、やったことの検証の結果は、本当は文書で示してもらって、本来はこの決算委員会等々に資料として提出して、こういうふうな指摘を受けましたからこうなりましたよということを出していただくぐらいが、本当に行政評価の効果が、我々が目に見えてこういうことになっているんだと、例えば予算ももう少しこういうことだったらふやしてやらなくてはいかんと、こういうことだったら削減せないかんとというようなことが、議会の方にもよくわかると思うわけですね。これは簡単に検証の結果を文書というのは、仕事量も増えるので職員にはなかなかきついかもわかりませんが、できれば、差し支えなければ次年度からの決算委員会に行政評価を受けた事務事業についての検証の結果を文書として出してもらうぐらいのことは要望しておきたいと思えます。これは来年からできなかつたら、次からでも結構ですけどね。中で話し合いをしながら、財政課には出しているということですから、同じようなものを出せばいいわけですから、そんなに大きな労働力の強化にはならないと思えますので、その点は検討していただき

いと思います。それと、今言われる検証がなくて指摘だけで終ると、ただ単にセレモニーの一環というようなことで、今後の改善にも結び付かないし、今後の事務事業に対する取り組みも変わらないということになるかと思いますが。今回の委員会で24年度の結果、概要について、本当は中の担当原課に一つ一つ、こういうふうな指摘を受けたけれど、どうなっているのかということをお聞きしようかと思いましたが、かなり担当課が多いから行財政の担当課が決算委員会でそんなに一つ一つは言わないで下さいということで要望がありましたので、今回はやめておきますけど、ただし、そのかわり事務事業の検証の結果を文書として出してもらいたいということを要望しておきます。そういうことで、年が明けたらすぐ来年は骨格予算になるとは思いますけど、選挙戦でも終って、はっきりした予算が出たときには平成23年から24年、25年までの事務事業、行政評価の結果がずっと一覧表で出ていますので、どういうふうな改善ができたのかということや予算委員会等々でまたお聞きしたいと思いますので、ひとつ担当原課としては、こういう指摘を受けたからこういう指摘で、だから文書でこういうふうに見直しますよというようなペーパーで回答するだけじゃなくして、本来の本当に行政に対してこういうふうな改善しましたよと、そして予算にしても、本当に市民の公共の福祉のためにこういうふうな予算を使っているんですよというような形のもので出ているかどうか、確認をさせていただきたいと思しますので、この点はひとつ要望で終わらせていただきます。

委員長

要望ということでございます。それでは次に、136ページ、文書広報費、情報公開について江口委員に質疑を許します。

江口委員

136ページ、文書広報費の中での情報公開についてお聞きするんですが、委員長すいません、総括の中で、市の情報発信についてというものを通告しておりますが、関連がございますので、こちらのほうで一括して質疑させていただきたいと思っております。よろしいですか。

委員長

わかりました。そういうことでよろしゅうございます。お願いします。

江口委員

それではまず、資料のほうを出していただいております。資料の27ページ、情報公開の状況調べというような形で、まず出していただいております。この中で、まず第一に日数について把握をさせていただいたんですが、15日以上というものが12件ございます。情報公開は基本的に本当に速やかにやらなくてはならないというふうな形の中で、この15日以上という条例の規定を上回るものが12件あるわけですが、なぜこのようなものが出てくるのか、そしてまた2年前も同じものについて、情報公開についてお聞きしました。その中で、スピードアップをしていただきたいというお話をさせていただきました。それに対してどのような対処がなされたのか、その2点についてまずお聞かせください。

総務課長

まず、この資料の15日以上の経過の件でございますけれども、これにつきまして12件ございますが、請求者の請求内容が何々に関する資料一式、あるいは何々にかかわるすべての文書といったもので、曖昧でございましたことから、請求者に希望する文書の確認作業を行うために補正を求めた関係で、15日以上経過しているものでございます。情報公開条例の関係で申しますと、確かに委員ご指摘のとおり、第2条第2項の中において14日以内に可否決定を通知しなければならないとされております。ただ、その後のただし書きに公開請求書の補正を求めた場合は、その補正に要した日数は当該期間に算入しないという規定もございますので、補正に要した期間を差し引いた限りにおいては、条例上の違反になっていないというところがございます。それから事務の簡素化をどのようにしてきたのかということでございます。この

情報公開、あるいは個人情報の開示もそうでございますけれども、少しでも早く公開することに努めてはきております。ただ先ほど申しました、請求者が求める文書の特定が必要なために、どうしてもある程度の日数を要している現状がございます。ただ、この特定が難しいものについては請求を受ける時点で、請求者に担当課との協議をお願いし、文書の特定をしていただくようにしております。そういったことですぐ特定でき、全公開というものにつきましては、即日交付できるものは極力即日交付を行うようにできるだけ早い公開に努めております。もう一つ、ただ文書の中に非公開部分があると、原課の方でその確定をしてもらう必要がございますし、その後総務課のほうでも最終確認を行いますことから、すべて即日公開ということは難しい部分がございます。

江口委員

補正を求めたのでというお話がございました。手元に2年前の決算委員会で出していただいた資料、その当時の平成22年度と同じ処理日数の状況がございます。これを見ると15日以上というのは1件なんです。ところが今回は12件なんです。補正を求めるといってお話をされましたけれど、果たして請求者が何々に関するすべての資料という要求をしたと。で、ある意味これは当たり前の情報公開の請求の仕方だと思うんです。それに補正を求めたことで日数がかかったというお話でしたんですが、それが本当に補正と呼ぶのに値するものだったのかとか、それは補正を求めていいものだったかどうかというのは疑問が残ります。確かに、日数に関しては前回の平成22年度の数字よりも、全体としてはスピードアップしているように見えるんです。平成22年度だと、0日が11件なんです。総額113件のうちの11件。対して今回は、184件のうち23件。確かに処理できるものは、かなりスピードを早めようというのは見えるんですけど、この特に15日以上に関しては、疑念が残るところであります。その部分をもう一度きちんとやっていただかないといけないと思っています。情報をどうやって探すのか。そこら辺を整理し直すのが必要だと思っています。ということを指摘しておきます。次に、情報公開決定の状況についてお聞きいたします。不存在が25件ございます。どういったものが不存在となっておりますか。

総務課長

25件でございますので、いろいろございますけれども、例えば市有地境界明示協議書で求められた部分についてのもがないというようなもの。それから駐屯地内の排水関係の協議資料というようなもの、それからため池の図面等のもがないというようなものでございました。

江口委員

次に、資料の29ページ、附属機関等における会議録の作成状況を一覧表にさせていただいております。こちらについても2年前に資料要求をしておりました。そのときにご指摘させていただいたのは、非常に日数がかかっているものがあると、このような状況は、本来の情報公開のあるべき姿ではないというお話をさせていただいた上で、短縮をというお話をさせていただきました。ところが残念ながら、この状況を見ると、50日以上というのが9番の奨学資金貸付審議会71日、次の鎮西保育所保護者説明会55.3日、18番の障がい者施策推進協議会の51日、一番極端なのが19番の飯塚市国民健康保険運営協議会133.7日です。このような状況は、本来のあるべき姿ではないと判断いたしますし、そう指摘をしておりました。この点についてはどのようにお考えになれますか。

総務課長

この附属機関の会議録の作成の日数の状況でございますけれども、確かに議員申されますとおり、各課の業務の状況にもよりますけれども、会議の内容、多少にも違いがありますので、一概にいつ、一律にということでは難しいかと思っておりますが、先ほど言われましたような数字につきましては、私ども預かっている課としましても、非常に遅いということで、原課のほうに

注意をいたしたところでございます。

江口委員

これは平成22年の決算委員会での指摘ですので、2年前にお話をしているんです。それから2年経ってまだなおこの状況ということは、じゃあ注意をしてもこのような状況が残るのであれば、仕組みを入れざるを得ないですね。そこら辺のガイドラインをきちっと示して、何日以内につくりなさいというのをやるべきだと思うんですが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

総務課長

少し先ほど申しましたが、それぞれの会議の内容、あるいは会議時間の多少等にも違いがございますし、またそのときの所管課での業務の繁忙多寡等の状況もございまして、一律に期限を設定することは難しい面もあるかとは思っております。ただ、今は会議録支援システム等の活用を推奨して、できるだけ早い会議録作成を行っていただくように徹底を、今までもしてはいたしましたが、今後も引き続きしていきたいということで考えております。

江口委員

情報公開条例並びに施行規則を見てもね、全文の記録を起こせというふうな形で全く書いていないわけです。必要なことをきちんと記録をなさいますよね。指摘をしたこの133.7日必要な国民健康保険運営協議会、こちら6回会議があっているわけです。ということは会議がありました、会議録ができる前に次の会議があっているわけですね。会議録はなぜつくるかと言うと、後でどういった状況で決まっていたのかを振り返るのが1つの大きな役割ですが、実際にはその次の会議に、その同じ土俵に立つために、いろんな委員さんなり皆さん方が、同じ土俵に立つために、情報を共有するためにつくるわけですね。まず1番大事なのはそこなんですよ。そうすると、そこでできていないと、ほとんどの部分、役に立たないわけです。とすると、そこを業務の多寡等があるかもしれないけど、そこにきちんとガイドラインをつくるってことは必要な作業であると思っています。そこについては、きちんと改めて協議をしていただきたい。この会議録について続けてお聞きいたしますが、この会議録、いま会議録作成支援システムというお話がございました。そうやって支援システムでつくって、できるものがあるんだけど、現実には会議が公開でありましたと、当然会議録も公開なんですよ。そして支援システムの中に音声データがあるんですが、その部分の公開を求められたと、133日かかってできないんだけど、これ聞かせてくれないというやつが、3日後に情報公開請求が出たと、その場合これはどうなりますか。

総務課長

情報公開条例第14条におきまして、フィルム及びテープについては視聴に供することによってされておりまして、また、その他の電磁的記録につきましては、施行規則第5条におきまして、当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧、もしくは写しの交付、専用機器により再生したものの閲覧もしくは視聴、または磁気ディスク等に複製したものの交付ということで、公開の方法等を規定しておりますので、それが全公開であれば公開対象ということになるかと思っております。

江口委員

ということは、情報公開の対象にはなるし、それで会議が公開であれば当然のことながらその会議録ができるのを待たずに公開すると、写しの交付をしていただけるという理解でよろしいですか。

総務課長

全公開という定義であれば、そういうことになるかと思っております。

江口委員

今の全公開ということであればというお話がありましたけど、それは会議が公開であったらという理解でよろしいですか。それともそれじゃないわけ。

総務課長

会議公開ということであれば、当然傍聴できるわけでございますから、全公開という趣旨だろうと思っております。

江口委員

あと、こういった情報公開の部分等に関しては技術がどんどん進んでいっております。それに対する対応というのは、平成24年度ではどのようになされましたか。

総務課長

平成24年度ということでございますけども、本市におきましては文書管理システムを平成24年度から正式に稼働いたしております。現在、平成23年度以前の文章の取り込みまで終わり、平成24年度4月からは稼働を登録したところでございます。これにつきましては、システムを導入する前は今まで公文書の検索に際しまして、どこに保存されているのかわからない状況がございましたが、また文書番号の管理においても紙ベースでの管理で行ってまいりましたので、手間のかかる事務がございました。システムを導入することにより、文書番号を自動付番されることになりまして、文書題名などで公文書がどこに保存されているかを把握できるようになっているところでございます。

江口委員

その部分が、この情報公開がスピードアップになったという原因の1つと考えてよろしいですか。

総務課長

その部分につきましてもあるかと思えますけれども、当然2年前に委員のほうからも指摘を受け、原課のほうでも、特定するのに担当課との打ち合わせをすぐ行うなどして、そういうことも含めまして、早くなったということでございます。

江口委員

続きまして、情報発信についてお聞かせいただきたいと思えます。資料の174ページから数ページにわたって、飯塚市の情報発信に関する調書というものを出示していただきました。これを見ると、各課の取り組みがばらばらなのかなというのを感じるところでございます。ニューズレターという形で、紙媒体で出すところもあれば、フリーペーパーと呼ばれるところですね、ウイングさんとかに対して出稿する形、またほかのところではメールマガジン等々で出しているところ、そしてまたフェイスブックもあったかと思えます。この部分に関してやはり本来であるならば、市としてどうやって取り組むよというのが必要なんだと思っております。というのが情報公開条例の第4章に情報公開の総合的推進というのがございます。ここの部分に関して全庁的にやはりどういうふうに取り組もうということに関して、会議をされたことは、平成24年度はございますか。

総務課長

全庁的に会議ということは行っておりません。

江口委員

では、何らかのガイドラインはございますか。

総務課長

そういったものはございません。

江口委員

であるならば、やはりそこら辺をきちんと決めて早急に対応しないと、ある課は情報の提供をどんどんどんどん一所懸命やっていたいただいているんだけど、ここのところは全然進んでない

ということになりかねませんし、なりかねないと言うか現実になっています。そこら辺のところについて対応をお願いしておきたいと思います。

委員長

次に、140ページ、財産管理費、自動車損害共済分担金について、上野委員に質疑を許します。

上野委員

140ページの財産管理費で、備考の欄で言いますと141ページになります。自動車損害共済分担金についてお伺いをいたします。156万9,929円ですが、備考の上の欄、自賠責の保険料があるので、任意の保険料なのかなというふうに理解はしていますが、この補償の範囲なり、補償対象について、どのようになっているのか、お聞かせください。

管財課長

ご質問の件ですが、これは任意保険料でございまして、自賠責保険の補償範囲を超える賠償に対する補償内容になります。支払い限度額といたしまして、補償内容といたしましては身体賠償1名につき無制限、同じく1事故につき無制限、対物賠償1事故につき1,000万円、免責金額につきましてはなしと、1事故につきと、いった内容になっております。

委員長

補償対象は。

管財課長

今回、決算に計上しております金額に対する集中管理車両105台分になります。

上野委員

この共済会についての全国の加入状況、また平成24年度中この保険の適用を受けた事故の件数は何件か、3つ目に事故を起こした件数によって保険料自体が増減するののかも教えていただけますか。

管財課長

この全国公益社団法人全国市有物件災害共済会の加入率でございまして、平成25年3月末におきまして全国789団体のうち657団体で83.26%の加入率になります。この任意保険の適用を受けた事故の件数でございまして、歳入の項目備考欄125ページに記載しておりますが、平成24年度中に5件、保険金額合計108万7,500円となっております。なお、事故の件数によってということですが、事故の件数の多寡による影響はなく、一定の保険料になります。

上野委員

それでは平成24年度中に発生したこの任意保険料を使っていない事故も合わせた件数、総件数は何件なのか、また事故を起こした当該職員さんに費用の負担を発生するのかどうか、あわせてお聞かせ下さい。

管財課長

公用車の事故の全体数でございまして、平成24年度中の公用車事故件数につきましては、本年5月27日開催の総務委員会においてご報告しておりますが、29件の事故が発生しております。それから本人負担ということですが、そういったものはございません。保険適用になっておるとのことでございます。

上野委員

ないということですね、負担は。毎回のように議会があるたびに、事故の報告が行われておって、一向に減ってないんじゃないかという印象があるんです。担当部署の長の方々はいつもことあるごとに指導をしてというふうなことをおっしゃっていますが、具体的にどのような指導を行っておられるのか、お知らせください。

管財課長

まず事故を起こした職員等の指導も含めてでございますが、起こした職員に対しましては、まず直筆による本人からの始末書、同じく担当課長、及び部長からの意見書、これも直筆でございますが、求めまして、事故状況及び原因の報告、また事故の内容による事故の反省を行うとともに、今後の公用車の運転について細心の注意を払うことを誓約させております。平成24年度、具体的な研修ということですが、平成24年度におきましては、庁舎内におきまして飯塚市安全運転監理委員会という組織を設置いたしまして、各課に推進員を配置いたしております。市役所全体、職員全体での交通安全の意識の高揚を図るとともに、事故損害額の大きな事故を起こした職員に対しては、自動車学校に派遣し実技研修、また適性検査等、運転技術を専門教員による採点評価を受けることにより、現在の運転技術の問題点を把握し、より安全な運転の指導徹底を図っております。また、職場内の朝礼等を利用して、安全運転の指導、それから職場内の研修会の実施に加え、管財課による事故防止、研修等を実施しておりますが、議員言われますとおり、依然として事故件数は減少しておりませんが管財課といたしまして、このような状況をより以上の研修内容を充実強化いたしまして、今後とも事故防止に努めてまいりたいと考えております。

上野委員

そこまでやられても減ってないということなんですよ。事故を起こしても保険料は上がったりがったりしない。事故が減っても保険料は下がらない。事故起こしても自己負担は全くないということで、運転される方の自覚の問題じゃないかなというふうに僕は思うんですね。で、さらに自覚をしていただくためにも議会や委員会の事故報告を行われる際に、事故を起こした本人の職員さんにも同席をしていただくとか、そういったことも必要なんじゃないかなというふうに思っているんです。実際、交通マナーに対する公用車の苦情とか、くわえたばことかというような報告もきておりますので、そういった改善策も施していただいて、事故の撲滅に努めていただきたいと、決算委員会ですが、総務部長、どうでしょうか。

総務部長

いま質問委員が言われますように、今年度も議会のたびに事故報告等を行っております。いま質問委員が言われましたように、いろんな研修あたりもしておりますが、あくまでも事故を起こした職員には厳しく指導しておりますので、今後もさらに研修も含めた中で指導もあわせて、行っていきたいというふうに思っております。

委員長

よろしいですか。それでは次に、142ページ、企画費、市民交流プラザについて江口委員に質疑を許します。

江口委員

142ページ、企画費、市民交流プラザについてお聞きいたします。資料のほうを出していただいております。30ページに出していただいております。まず、この市民交流プラザ、もともと設置の目的は何ですか。

まちづくり推進課長

市民交流プラザの設置につきましては、市民交流プラザ条例の中の第1条にございまして、市民の自主的で公益的な市民活動を支援するとともに、市民活動、国際交流、大学と連携したまちづくり、その他の公益的事業を推進するため市民交流プラザを設置すると規定しております。主にボランティア及び市民活動の支援事業を行うものであります。

江口委員

利用状況については、どのように判断なされておられますか。

まちづくり推進課長

利用状況につきましては、団体数のほうは活用がふえておるんですけども、個人の利用が減ってきております。この辺につきましても市民のニーズを把握しながら利用促進に努めていきたいというふうに考えております。

江口委員

市民のニーズを把握してっていうお話がございましたけれど、個人利用の減り方というのは尋常ではないわけですよ。平成18年度35,000人おられた方が平成24年度では8千人を切るわけです。何らかの理由があるかと思うんですが、その点についてはどのように判断なされておられますか。

まちづくり推進課長

平成18年度から21年にかけての人数の減なんですけれども、これにつきましてはもともと4階にあったところが2階に移ったということと合わせまして、当時は高校生等の勉強の場にも利用を認めたということで、平成18年度は35,000人になっておるんですけども、高校生の利用のほうはどうしても周りの方にご迷惑をかけるような場面が多く出まして、本来市民活動を推進するに当たって、皆様の苦情が出てきたということで高校生の利用を認めないというような形になりましたので、このような人数の減になっております。

江口委員

減り方を考えて、本当に妥当だったのかどうか、市民交流プラザ、もともとの目的からは違う部分だったかもしれないけれど、果たして追い出すまで、利用を禁止するまでの必要があったのかどうかについては意見が分かれるところだと思っています。この団体利用なんですけど、数字はあまり上がっていないように思えます。そして、もう一つ下のほうに主催事業、指定管理者の主催事業を挙げていただいておりますが、これについてはどのような評価をされておられますか。

まちづくり推進課長

資料で出ております平成18年、21年、24年とありますけれども、当時さまざまな関係がございまして、平成18年度につきましては、主催事業としまして、病院のほうにお願いしましてこういうような主催をさせていただきました。平成24年、パソコン講座というのが非常に多くなっているんですけども、これも利用される方から活動を行うにあたって、いま事務的なものについては、やはりパソコンでしているというような話がございました。別にパソコン講座等もやっているんですけども、このパソコン講座は自分がわからないところを押しなべて、次のステップに行くというのではなく、わからないところだけを聞いていくというふうな形で皆さんの要望がございましたので、このような講座をさせていただいております。それと異文化交流につきましては、飯塚市のほうにもいろいろな国籍の方がおられまして、異文化交流をさせていただいて、今まで自分たちが住んできた国のお話とか、こちらのほうに来て、どういうところに、まあいろんな問題があるんだよとか、話し合いの場を持つようにしております。それと9月にありますNPO税務相談につきましては、これも県のほうに依頼しましてNPOに当たって税務的な考えについて、このような講座を設けていただきたいというふうで開催しております。開催数につきましては、指定管理者のほうで多くの開催をさせていただいております。

江口委員

この指定管理者については、以前監査であったか、それかもしくは仕分けであったか、どちらかで取り上げられたことがあったと記憶しておりますが、そのときのことを改めてお知らせいただけますか。

まちづくり推進課長

平成22年事務事業の仕分けがございました。そのときの評価の判定理由といたしまして、

事務の趣旨、目的に妥当性がない。目的を達成する手段として他の手法が考えられる。市民ニーズや時代変化によって事業が役割を終えている、または役割が小さくなっている。事業の効果がなくなっている、または薄れている。代替施設となりうる施設があるのではないかと考える。指定管理者のマネジメント機能を強化すべき。市民活動団体を支援することはやるべきことであるが、利用者を増やすことが行政の目的ではないといったものが挙げられております。

江口委員

ある意味そのときは厳しい評価をいただいたわけです。で、この市民活動ネットワーク飯塚、スタートはどのような形でつくられた団体なんですか。

まちづくり推進課長

作られた経緯というのは、私どもは把握しておりません。

江口委員

この市民活動ネットワーク飯塚は、この市民交流プラザができる、そのときにあわせて、ある意味これは官主導でつくられた団体なんです。市役所のほうがここの管理を任せるところが必要だということで、いろんな団体さんに声をかけて参加していただけないかとしてつくった団体なんです。実は、それこそ市民交流をきちんとやるためにと言ってつくった団体なんです。ところが、それから年数が経ってどのようになったかと言われてるように、厳しい指摘を受ける。それこそ本来の目的であったところからだいぶ離れてきているんだと思っています。ある意味それはもう団体の寿命が終わったのかもしれない。主催事業、いま言われましたけど、パソコン講座、これは団体の事務がおおよそパソコンでやっているところが多いのでというお話がございましたけれど、本来すべき団体の交流というふうな部分というのは、はっきり言ってこの主催事業の中には見られないわけです。市民団体の活動を支援しようというふうな主催事業が丸々ないわけです。ぎりぎり税務相談ですよ。本来やるべきことをしっかりと把握して、やっていただかないと、だからこそ利用が低迷しているわけです。かといって、ギャラリーとして、市民活動を見ていただくところとしても機能の部分に関しては、例えばある程度量が多かった高校生というところに関しても、いやこれはもうノ だと。邪魔になるからノ だという話でした。そうすると、それを知ってもらうところとしても機能しづらい、やはりもう一度スタートに立ち返って考えるべきと思いますが、その点どうお考えですか。

まちづくり推進課長

平成25年度の事業の中で、いま委員がおっしゃいましたようなことについて取り組みを進めております。今年度に市民活動団体の交流会としまして、いま現在もやっているんですけども、ぶらっとカフェとかいうような事業をしております。団体が皆さん集まられて交流を図りながら、いろんなお話し合いをしていただく。そのほかに、活動団体のスキルアップ講座をいま考えております。その他活動団体セミナーとしまして、地域活動等をしている方々が抱える問題点の解決策を進めていくようなセミナーを予定しております。

江口委員

ということは、ある意味担当課としても非常に不満に思っていたということですよ。そしたら、それをスピードアップしないといけないと思います。あともう1点、市民交流プラザ、ここ1カ所なわけなんですけれど、やはり合併して市域は広くなりました。それに対応してその拠点整備というのにも必要ではないかと思うんですが、その点はいかがですか。

まちづくり推進課長

他の拠点ということがございますけれども、さまざまな地域から市民活動をされている方がおられると思っております。当課といたしましては、まずは市民交流プラザが市民の方々に身近でより活用しやすい施設となるよう指定管理者と協議を重ねまして、今ある市民交流プラザの機能の充実を図りながら当プラザの利用促進に努めてまいりたいというふうにご考えておりま

す。

江口委員

ということは、これだけ市域が広がっているんな所で頑張っている団体はあるんだけど、その団体は全てこの中心の1カ所に集まってこいというふうな理解と聞き取れるんだけど、本当にそれでいいんでしょうか。その点について再考を求めたいと思います。

まちづくり推進課長

プラザはご承知のように、交通の便が非常によくなっております。また、市の活性化にも役割を果たしていると思っております。あわせて、交流プラザの機能としましてはセミナー室をお貸しするとか、いろいろあるんですけども、情報の発信の提供の場でもありますし、いろいろな相談を受けながら相談事業というのもやっておりますので、そのような機能を多方面に持つというよりも1カ所に集めさせて充実を図っていきたいというふうに、私どもは考えております。

江口委員

市民交流プラザを否定するつもりじゃないんですよ。交通の便がいいというお話があったけれど、今この資料の次には予約乗合タクシーとコミュニティバスの資料があるわけですよ。なぜこんなことをやるかということ、市民の交通の便が悪いからやるわけでしょう。そして、じゃあこれに乗ったからといってね、費用がゼロで、10分で来られるわけではないわけでしょう。そりゃね、皆さん車を持って元気に運転できる年代だったらいいかもしれませんよ。けども、活動する団体はそういった団体ばかりではないわけですよ。であるならば、地域にある公民館というものをもっときちんと使うことを考えませんかというお話なんです。その点をちゃんと考えてやっていただきたいということをお願いしておきます。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:04

再 開 11:15

委員会を再開いたします。

次に、144ページ、地域振興費、コミュニティバス等運行費について、田中裕二委員に質疑を許します。

田中委員

144ページ、コミュニティバス運行費についてお尋ねをいたします。コミュニティバス並びに予約乗合タクシー、この2つについて質問させていただきます。平成24年度の予約乗合タクシー及びコミュニティバスの利用状況はどうなっているのか。資料32ページ、33ページに出されておりますけれども、ちょっと理解しづらい部分がございますので、利用状況をお示しくください。

商工観光課長

予約乗合タクシーの利用状況につきましては、予約件数の合計が24,147件で、実際に乗車された延べ利用者数の合計は市全体で23,903人、1日平均では98.8人となっております。コミュニティバスに関しましては、利用者数合計は18,876人となっております。

田中委員

ただ今の答弁では、予約乗合タクシーが市全体で利用者数が23,903名、そしてコミュニティバスが18,876人ということでございますけれども、これは当初の目標と言いますが、見込み数に対してはどのようになっているのかお尋ねします。

商工観光課長

コミュニティバスの目標につきましては28,000人ございました。これが実績として、

先ほど述べました18,876人ということで67.41%ということになっております。予約乗り合いタクシーにつきましては、目標62,000人ということでございました。実績につきましては23,903人でございますので、38.55%となっております。

田中委員

目標数をお聞きしましたら相当数両方とも下回っております。特に予約乗合タクシーでは利用者数が38.55%という、本当に非常に目標を下回っているわけでございますけれども、この状況を考えまして市民の皆様からやっぱり利用しづらいとか使い勝手が悪いというふうなこともあるかと思うんです。さまざまな要望等もあると思いますけれども、どのような要望、ご意見があるのか、またあわせてその要望等に対してどのように取り組みをされているのか、お尋ねいたします。

商工観光課長

平成24年度におきましては、市民の方からのご要望やご意見としまして予約乗合タクシーにつきましては、移動できる施設の増加、利用できる時間の拡大及び予約方法の改善、コミュニティバスにつきましては、バス停留所設置や運行ルートの改善等の声を多くお聞きしております。そのようなご要望をもとに、関係事業者や飯塚市地域公共交通協議会での議論を踏まえまして、平成25年度からは、予約乗合タクシーに関しましては7地区におきまして隣接地区の地区境界付近の施設について、例えば鎮西地区ではせき損センター、幸袋地区ではJR鯉田駅、穂波地区ではJR筑前大分駅などの延べ12カ所へのピンポイントの運行を実施するとともに、複数車両が運行している3地区で利用時間の拡大を行っております。また、コミュニティバスに関しましては、バス停留所を1カ所新設しまして1カ所の移設等を行っております。

田中委員

この事業は平成26年度まで1つの運行計画期間が終了しまして、平成27年度からはこれまでの運行を見直して新たな運行を行うと、このように理解をしておりますが、この事業は、平成27年度以降はどのように事業展開するおつもりなのか、お尋ねをいたします。

商工観光課長

現在運行しております予約乗合タクシーとコミュニティバスの併用方式につきましては、平成24年度から平成26年度までの3年間を1つの事業期間としておりまして、平成27年度以降の運行に関しましては、平成26年度に再検討を行う予定としております。この再検討の際には、実証運行時の利用実績及び現在の併用方式の利用状況並びに市民の方々のご要望、ご意見等をお聞きしながら、市民ニーズに対応した運行内容を検討したいと考えております。一方で、これらの公共交通の運行につきましては、民間路線バスや民間タクシーの事業者の経営に影響を与えないように民間交通機関を補完する交通機関とすべきとの国からの指導や、民間交通事業者からのご意見等もございまして、費用対効果等も勘案しながら、市全体の公共交通の維持、拡充を図るべく検討してまいりたいと考えております。

田中委員

確かに利用者の方からの要望等さまざまあると思いますが、先ほどご答弁いただきましたけれども、それにそのままこたえられるかといえば、なかなか課長のご答弁にありましたように、民間路線バスや民間タクシー等の事業者の経営に影響を与えないという、そういった縛りがありますので、それはなかなか思うとおりにはできないというのは十分わかっております。具体的に1点だけお聞きいたしますけれども、例えば上三緒団地にお住まいの方、今までコミュニティバスが走っていましたが、これは非常に利用勝手が悪い。そして予約乗り合いタクシーになっても、どうしても区域がありましてなかなか行きたい所に行けないという声が非常に多く聞かれます。そういう所もあります。以前は民間路線バス上三緒団地行きというものがあったんですけれども、これが廃止になったということでコミュニティバスが走っていったわけですね

れども、やはり非常に予約乗合タクシーになっても利用勝手が悪いという声が非常に多くあります。いま民間路線を見ましたら、上三緒団地の下を通過して上山田行きというバスがあります。団地の方の要望といたしましては、1日に1本でも2本でもいいから上山田行きのバスをいっぺん上の上三緒団地まで上がっていただいて上山田に行っていただくようにできないのかと。要するに上三緒団地経由上山田行きとか、そういうふうなものになるかと思うんですけれども、そのような要望を西鉄にできないのかなというふうな声が多く聞かれます。そのようなこともぜひ民間路線バスのほうに要望等ができないのかどうか、この点はいかがでしょうか。

商工観光課長

ただいまの質問に対しまして、要望等ができないのかということでございます。要望等はできるようにしておりますので、その辺も含めまして事業者等と検討をさせていただきたいと思っております。

田中委員

ぜひお願いします。新たな路線をつくっていただきたいということではなくて、ついでという言い方をしたら申しわけないですけど、ちょっと上っていただくとか、そのような要望を。これはもう上三緒団地だけに限らず、飯塚市全体で見れば相当数あるんじゃないかと思っておりますので、ぜひそのようにお願いをしたいと思います。以上です。

委員長

次に同じく「コミュニティバス等運行費について」、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

同じく144ページのコミュニティバス等の運行費についてですが、今なかなか皆さんに周知ができないというか利用勝手が悪いということで、バスについても乗合タクシーについても利用者が少ないということで、タクシーの場合は38.55%、目標値から3分の1というふうなことですが、この乗合タクシー、いま登録者数がどのくらいなのか教えてください。

商工観光課長

平成24年度末の予約乗合タクシーの利用者登録数につきましては、市全体で5,707人となっております。平成25年9月末現在では7,343人となっております。

宮嶋委員

この乗合タクシーの利用者が、62,000人が目標ということでしたけれども、この登録者数はどのくらいにしようという目標値はあるんでしょうか。

商工観光課長

明確には決めておりませんが、おおむね1万人くらいの登録になるようにということで現在努力をしております。

宮嶋委員

なかなか目標が遠い、もう7千人まで来ていますからね、73%ということになりますけど、この登録者数をふやすためにどういうことをされているのか、教えてください。

商工観光課長

現在、登録者等をふやすために各地で開催しております説明会等を行っております。平成24年度では110回開催しております。予約乗合タクシーの利用方法について具体的に予約の際に話し方等も含めまして丁寧にご説明をするとともに、その場で登録手続も行っております。また、市報にも利用方法を掲載するとともに各地の公民館にもチラシ等を掲示して、広く周知を図っているところでございます。予約乗合タクシーを多くの高齢者の方にご利用いただくためには、時間をかけて丁寧かつ具体的に説明していくことが必要でございますので、このような説明会を継続して開催するなど周知活動には引き続き努めてまいりたいと考えております。

宮嶋委員

なかなか登録とかいうことに慣れてない方が確かに多くて、なかなかそういうふう聞いてみると、どうして使っていいかわからないという方がいまだに多くいらっしゃるんですが、やっぱり登録者は年齢的には高齢者の方が多いということですかね。

商工観光課長

やはり高齢者の方が多くなっております。

宮嶋委員

それともう一つ、32ページの資料でバスのほうですけれども、この(2)の便別、路線別、バス停別利用者数と細かくきちんと集約されておりますが、これは乗車、降車、乗る人、降りる人の合計人数ということになってはいますが、これ別々に乗る人が何人、降りる人が何人という集約はされていないのでしょうか。

商工観光課長

こちらの資料では乗車、降車の合計人数ということで記載しておりますが、乗り降りそれぞれの人数等は把握しております。

宮嶋委員

これを見てて思ったんですが、そこら辺もきちんと把握するとどの人がどこから乗ってどこで降りたというようなものがわかると一番いいと、人の動きがわかると、今後その利用者をふやすためにバス停をどうすればいいとか時間帯はどこに持ってきたほうがいいとか、そういう研究ができるんじゃないかなというふうにちょっと思いました。これは質問じゃないんですけど、それともう一つ、一番下のほうに女性が83%、利用者の特性ということで利用者が83%、60歳以上が77%ということで、バスの中を見たらどういう方が乗ってあるのか大体わかる構図になってはいますが、これ60歳以上だけでひとくくりにするのはちょっと乱暴じゃないかな。もうちょっとニーズを把握するためには、60代、70代、80歳以上、このくらいの数字は掴めてはいるんですかね。

商工観光課長

コミバスのほうはちょっとできませんが、予約乗合タクシーの方につきましては、そこらあたりの把握は十分できます。

宮嶋委員

乗合タクシーは登録制ですからでしょうけれど、バスも、この60代は私も入るんですよ。80歳の人と一緒にいるわけです。そこら辺でもうちょっと60代が多いのか、70代が多いのか、もう本当言ったら80代の方がたくさんいらっしゃるのか、その辺もいろいろ分析するためには、その辺の、これアンケートですから、ご本人が本当の歳を言われなかったらわからないということになるのかも知れませんが、その辺もちょっと把握されると、もっと今後どうするかというのを検討するのにいいんじゃないかなと思いたんで、要望です。よろしくをお願いします。

委員長

続きまして、乗合タクシー、コミバスの反省について、上野委員に質疑を許します。

上野委員

先ほど田中裕二委員と示しあわせたように内容が一緒でございますので、取り下げさせていただきます。

委員長

協力ありがとうございます。次に、146ページ、地域振興費、嘉飯都市圏活性化推進会議負担金について、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

146ページ、地域振興費、嘉飯都市圏活性化推進会議負担金ということで、330万5千円があがっておりますが、この嘉飯都市圏活性化推進会議というのは、どういうもので、いつからこういうのがあるのか、教えていただきたいと思っております。

総合政策課長

飯塚市、嘉麻市、桂川町の2市1町となります。嘉飯地域全体の広域的な発展を目指すことを目的に、平成20年8月、福岡県広域地域振興課により提唱されまして、平成20年12月に2市1町及び福岡県によって構成されたものでございます。会長には福岡県企画地域振興部長、副会長には飯塚市長、事務局には福岡県企画地域振興部広域地域振興課が努めております。本会議は、少子高齢化、人口減少、地域経済産業の停滞、コミュニティ機能の低下などさまざまな問題、地域課題、そして急激な社会情勢の変化に今後対応していくためには、単一の自治体だけの取り組みではなく、複数の、特に生活圏を同じくする地域が広域的に連携しながら、地域全体の魅力を高めていくことが重要であると位置づけて推進していくための組織でございます。

宮嶋委員

何年目かになるんですね、はじめて名前を見たような気がしたんですけども、県のお声かけで、2市1町で行われているということですけども、どういうことをされているのか教えてください。

総合政策課長

現在、嘉飯都市圏活性化推進会議におきまして、嘉飯地区の地域におけるにぎわい交流の創出構想といたしまして、6つの戦略的プロジェクトを掲げて実施しようとしております。個別に申しますと、1つ食の賑わい、2つ川の賑わい、3つ農業の賑わい、4つ文化の賑わい、5つ学びの賑わい、6つ情報発信、この6つでございます。この中から現在進行いたしております、推進しておりますプロジェクトの内容といたしましては、大きく2つのプロジェクトがございます。まず1つ目は、食の賑わいということで、現在おいしいもの発掘プロジェクトを推進いたしております。また2つ目には、川の賑わいということにあたります。遠賀川の活性化プロジェクトでございます。これにつきましては、遠賀川で活動されてありますNPOやボランティア団体と連携し、地域住民が遠賀川に接することができるように、花の植樹活動、植栽活動などをベースにいたしまして魅力づくりを行っておるといふような状況でございます。

宮嶋委員

確かに最近、食のいろんな仕掛けみたいなものが頻繁にあっているなというふうに思っておりますが、こういうプロジェクトが組まれていたわけですよね。今後、どういうことを考えているのか、お願いします。

総合政策課長

実際に今、嘉飯探訪というこういう冊子を地域の皆さま方に見ていただけるようにお配りをいたしておるところでございますが、現在先ほど申しましたとおり、おいしいもの発掘プロジェクトという形でスイーツバイキングであるとか、それから黒セレクションというこの地域でのお菓子屋さんと一緒にプロジェクトを行ったりというふうなことを実施しております。平成22年度から本年度、平成25年度までの4年が現在経過しております。次期プロジェクトというようなことに移行することにいたしております。これについては現在協議中でありまして、今後地域の新たな資源を発掘するとか、それから交流人口の拡大を図るための企画などを検討しておるといった状況でございます。

宮嶋委員

伊藤伝右衛門邸にお見えになる観光客の方とかいろんな方もいらっしゃると思うんですが、このことで全体、特に食べもの、食の関係の売り上げが上がっているというような手ごたえと

どうか、そういうものがありなんですか。

総合政策課長

この福岡県が提唱いたします地域振興政策というのは、従来の経済振興、雇用創出政策というものに加えまして、医療の確保、福祉の充実、文化活動の充実、教育の向上、景観の保全、食の安全安心と言ったところを総合的に行っていくというものでございます。これに2市1町が呼応する中でこの取り組みを進めているわけでございます。先ほど申しましたところ、あるいは委員ご質問の具体的にどれくらい効果が上がっているのかということについては、今後そのほかを見ていくというふうな形になります。今現在、例えばスイーツの関係するところでございますと、PRを積極的に行っているという段階でございます。

宮嶋委員

私も甘いもの好きですからスイーツは結構見ると食べているかなと思いますけど、他のものに関しては、冊子とかで見たことはありますけれど、なかなか食べていないのかなというのがあります。ぜひ、なんとなくもっと皆さんが積極的に食べようとか、出かけようというような宣伝があるんじゃないかなと思います。このことからちょっと外れるかも知れませんが、今見てみますと田川でもいろんな催しやこの間ゆるキャラの話もあっていましたけれど、そういうのとか、あとは嘉麻市が割と善戦していて、かましちゃんとか何かそういうことで結構脚光を浴びている中で、飯塚市は都市が大きいからいろんなものがあるというのがありますけれども、何かいまいちこう嘉麻市から出遅れているんじゃないかなと、そういう部分では、まちを売り込むというか、何かそういう気がしますので、ぜひこれだけの予算があるので、積極的に活用していただいて、もっと飯塚市の名前を宣伝できるようなそういうものをつくっていただきたいというふうに要望して終わります。

委員長

次に、150ページ、人権啓発センター・同和会館管理費について、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

150ページの人権同和推進費ということで、ちょっと項目を2つ人権センターと集会所というふうにしてはいますが、これ一括してということではよろしいでしょうか。追加資料の34ページ、35ページに総括表を例年のようにつけていただいておりますので、そこから質問をさせていただきたいと思います。歳入の方でいきますと隣保館運営事業費補助金というのが、減額になっております。334万9千円ですかね、減額になっておりますが、この減額の理由を教えてください。

人権同和政策課長

補助金が減額になりました理由といたしましては、補助対象事業の補助基準額が約10%減額となったためでございます。3館合計額が平成23年度で4,082万1千円から平成24年度は3,635万5千円と、約446万円の減額となりまして、補助基準額の4分の3が補助金額となりますため、334万9千円の減額となっております。

宮嶋委員

補助金額が減らされたということですが、この理由がわかりましたら教えてください。

人権同和政策課長

本隣保館運営事業につきましては、国の補助事業でございます。補助率は国が2分の1、県が4分の1ということで4分の3の補助金がありますが、この国の方針によって、いわゆる事業の中身について補助基準額が約10%程減額ということになったためでございます。

宮嶋委員

ということは、国の政策として、隣保館事業を縮小していこうと、そういうふうな方向になっているのでしょうか。

人権同和政策課長

一概にはそういうことではないかとは思いますが、前民主党政権と今の自民政権ではちょっと方向性が異なっているようにございますが、現時点におきましては従来どおりの継続という方向性は国も持っておるところでございます。

宮嶋委員

補助金が減らされるということは、結局縮小していきなさいということだろうと思いますが、この補助金が減らされたことで歳出のほうで変化がありますか。

人権同和政策課長

補助金のほうが減額されましたので、隣保館事業費の歳出総額も約407万円の減額をしております。これは事業内容を見直すことにより減額ということしております。

宮嶋委員

事業内容の見直しということですけど、どの辺を削られたのか教えてください。

人権同和政策課長

主なものとしたしましては、臨時職員を1名削減しております。それと各種教室、デイサービス事業の講師謝礼金の見直し、あるいはデイサービスに係る消耗品等の縮減などを行っております。

宮嶋委員

ぜひ適正にお金を使っていたきたいというふうに思っております。次に、川島納骨堂移転補償費というのが、歳入のほうの一番右端の雑入のところに、川島納骨堂移転補償費というのが1,197万9千円、そして歳出のほうでは公有財産購入費ということで上の段のほうの左から4番目に1,453万7千円となっております。これが川島納骨堂の敷地を買われたという金額だと思いますが、この差額が255万円程ありますが、これがどういう理由なのか、教えてください。

人権同和政策課長

川島納骨堂移転補償費につきましては、用地取得価格から残地価格を差し引くことになっております。用地取得時の残地価格が254万1,861円、それに加えて契約書の収入印紙代16,600円、合わせて255万8,461円が補償費の対象とならないということから、一般財源からの支出となっております。

宮嶋委員

補償費にかからない部分が250万円ぐらいあって、これは一般財源から出されたということですね。残地というのはどういうことなのか、教えてください。

人権同和政策課長

残地と申しますのは、旧納骨堂の敷地のうち有効利用できます市有地部分がありますため、それを残地価格として差し引くということになっておるところでございます。

宮嶋委員

ということは、旧納骨堂の道路にかからない部門は、市有地として市が購入、もともと市のものなのか、市の財産として残ったということですかね。

人権同和政策課長

有効利用ができるという県の判断の中から、その市有地部分につきましては残地価格として補償費の中から差し引くと、そういうことでございます。

宮嶋委員

ただ、この残地で有効利用ができると言われますが、地形を見てもみると、これが残地とし

て残って、飯塚市は何に使うのか、今から考えられるのかもしれませんが、有効利用というのはどういうことになるんでしょう。

人権同和政策課長

旧納骨堂の敷地の残地でございますから、なかなか有効利用というものは考えにくい部分があるかと思えますけれども、何分県の判断でございますので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

宮嶋委員

でも、こういう土地を残されても、飯塚市としては、段差も随分ありますし、使えないところですよ。こういうのも一緒にやっぱり県のほうから補てんしてもらわなければならないかなというふうに思います。今後これを何かに使えればいいんでしょうけど、その辺は交渉されるときにもっとね、県が言うからしょうがないと言うんじゃないで、その後この土地はもう使えませんかよと、だからここまで補償してくださいと言うべきではなかったのかなというふうに思います。いま現在の納骨堂の敷地面積は212.9平方メートルということですが、新しい敷地はどのくらいになりますか。

人権同和政策課長

231.2平米となっております。

宮嶋委員

今回購入された土地がいくらでしたか、教えてください。

人権同和政策課長

1,142.9平米でございます。

宮嶋委員

このことは予算のときか何かにもお聞きしたと思うんですが、取り付け道路だとか、たくさん用地がいるというふうには聞いておりますけれども、1,142平方メートルの土地を買って、納骨堂の敷地は212.9平米ということで、何倍になるんですかね、すごい広さだと思います。これだけ広いのがいるのか。道だけではこんなふうにはならないと思うんですが、その辺を教えてください。

人権同和政策課長

新納骨堂の敷地につきましては、先ほども申し上げましたように231.2平米でございますが、それに付帯いたしますところの部分、山林を切り拓いて用地を確保しておりますことから、法面あるいは取り付け道路、駐車場、墓地の敷地等も含めまして整備をしておりますことから、これだけの用地取得が必要となったものでございます。

宮嶋委員

いま墓地とおっしゃいましたけど、墓地の整備はこの納骨堂の移転とは関係がないと思うんですが。

人権同和政策課長

墓地につきましても今回の県道工事に関わって移転が必要となっておりますことから、墓地につきましてもうちの用地買収の中で取り扱っていると、一緒にしておるところでございます。

宮嶋委員

その墓地について移転補償費とかいうのは出ているんですか。

人権同和政策課長

墓地の敷地も含めまして、先ほどの移転補償費でございます。

宮嶋委員

それから、残地の価格だけではなくて飯塚市の負担が随分、一般会計からの繰出しがあるん

ですが、その分については残地分だけではなくて、グレードアップ分というようなことがあるというふうに聞いておりますけれども、その中に聞きますとトイレ設置という部分があるんですが、納骨堂にトイレがいるのかどうかというのをお聞きしたいんですが。

人権同和政策課長

現在の納骨堂につきましては、隣の公園と隣接している関係上、納骨堂と公園と共用のトイレが現在併設されております。従いまして地元と協議を行った結果、新しい納骨堂にもトイレを併設するという事で協議が整ったものでございます。

宮嶋委員

いま現在のあれが公園と呼べるのかどうかわかりませんが、今回移動したことで公園はなくなったわけですよね。納骨堂にトイレはいらないと思うので、公園がなくなればトイレは動かさなくていいんじゃないでしょうか。

人権同和政策課長

公園につきましては、来年度からかかります集会所の敷地の隣に公園を設置するようにいたしておりますので、移転した公園には集会所のトイレがございますので、納骨堂につきましては今まで併設しておりましたトイレがなくなりますもんですから、その辺は協議の末ですね、新しい納骨堂にはトイレを併設するという事になっております。

宮嶋委員

本来の目的は公園のためにあったトイレ、もちろん隣に納骨堂があったということでしょうけど、納骨堂に皆さんどのくらいの時間行かれますかね。何時間かおって、沖縄のほうでは宴会をやったりとかいうのもあるみたいですけど、納骨堂にトイレは必要ないと思います。これは本当に、元々あったからということではなくて、今度、集会所の横にできればそこにトイレをつくれるわけでしょう。すぐ近くになりますよね。ぜひ、こういうふうな、トイレにいくらかかるかわかりませんが、あったから、それはあったら、元あったからあったほうが便利がいいですと近所の人と言われるかも知れませんが、やっぱり本当に必要なのか、今いろんな仕事をする場合に、本当に必要なのかどうかというのを精査されるべきだというふうに思いますので、この納骨堂のトイレに関してはしっかりもう1度考えていただきたいというふうに思います。

人権同和政策課長

トイレは今からでございますが、話し合いの末、トイレは設置するとしております。

委員長

宮嶋委員、ひとつですね、一応一般財源の出し方の問題、補償費等を質問されていますけども、芋蔓式に出てきていますので、まとめて質問をお願いします。

宮嶋委員

すみません。また、怒られるかもしれませんが、いくら説明していても、まだつくってないわけですから、行政でも変更になることはあるわけですよね。変更できますよね。課長答弁ではいけなければ、もう1つ上の方が、市長さんに答弁いただきたいと思いますが。

企画調整部長

いま担当課長のほうからも経緯を説明いたしまして、地元との協議の中で整った内容でございますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

宮嶋委員

納得がいきません。今から止められるものであれば、止めればいいんじゃないかなというふうに申し上げます。もうひとつ聞きたかったんですが、それでは次にいきますが、いま土台まで、べたでコンクリが打ってあるぐらいの状況に、いま納骨堂になっていますが、ここの位牌段の数を4基分ふやすというふうに今回お聞きしたんですが、予算のときに確かあったと思う

んですが、これはふつう移転のための工事ですから、グレードアップするという部分はあるのかもしれませんが、位牌段をふやすというのは本来そういう数をふやすというようなことはしないで現状維持のまま作り替えるというのが原則だと思うんですね。だから、この分についても、ここからオーバーした分は、いわゆる県のほうからお金が出てこないんじゃないかなというふうに思いますが、この4基ふやされるというところへんをちょっと説明をお願いします。

人権同和政策課長

今回の鯉田中線県道の工事につきましては、墓地の移転も必要となっておりますことから、墓地の移転の際に、この際、納骨堂のほうに入ろうかという方もいらっしゃるということから、その分を見込みまして、地元と協議した結果、4基増設ということで協議が整っております。

宮嶋委員

希望の方ががあるので、墓地のほうから納骨堂のほうに移っていただくと。これ、もちろん個人負担とかないで申し込めば入れるということですね。

人権同和政策課長

そのとおりでございます。

委員長

宮嶋委員、先ほどから言っていますように、ちょっと予算に入っていますので、そこらへんで。

宮嶋委員

では、総括表に戻ります。35ページですね。その歳出で減額になっているのが、負担金及び補助金ということで、前年度比で810万円減額となっております。この内容を教えてください。

人権同和政策課長

約800万円の減額につきましては、部落解放同盟飯塚市協議会への補助金を約800万円減額いたしておるところでございます。

宮嶋委員

その部落解放同盟の補助金が約800万円減額をされているということです。毎回申し上げておりますが、ほかの団体の補助金からしますと、それでもまだまだ高額な、800万円減らされても2,400万円ちょっとの金額が補助金として出されているわけですが、この800万円の減額の理由、それと減額の理由とされたその趣旨のとおり、この補助金が使われているのかどうか、検証されたのか、お尋ねします。

人権同和政策課長

解放同盟の補助金につきましては、平成23年1月に飯塚市補助金等審査会から出されました補助金等の見直しに関する意見提言書、これにおきまして補助金の用途等の検討、縮小の必要、運営費補助から事業費補助への転換の検討、これを指摘されておりますことから、それを受けまして、部落解放同盟飯塚市協議会の役員人件費を約800万円減額したものでございます。また、検証したのかという点につきましては、年2回の指導監査を実施いたしまして、適正に支出されているか否かにつきましては、十分検証いたしておるところでございます。

宮嶋委員

行政の補完業務を行って、公益性があるということで補助金が出されているということですが、資料の47ページに団体の、解放同盟飯塚市協議会の決算書を付けていただいておりますが、この内、この決算書を見てどの部分が補完業務なのか。団体独自の活動なのか。その辺を教えてください。

人権同和政策課長

行政の補完業務といたしましては、決算書の歳出の4番でございますが、事業費、あるいは2番の事務所費、3番の会議費等につきましては、公益性が認められますことから、行政の補完業務と位置づけておるところでございます。また、自主財源を充当いたしております市協大会費とか、県連負担金、狭山行動費等は運動体独自の活動でありますことから、行政の補完業務とは認めておらないところでございます。

宮嶋委員

その辺をはっきりわかるような形で決算書にさせていただきたいと思います。決算書に占める補助金の割合は81.2%で8割以上が補助金なわけです。いま言われたような事業費、会議費、事務所費、人件費まである程度含めたとしても、自主財源で賄っている部分というのが、いわゆる20%弱なんですけど、5~600万円ですかね、その金額が、会費として納められた分の、547万2千円が会費として歳入にあるんですけど、そのうちの410万4千円というお金は県連会費として消えていくわけです。そしたら、この県連会費として消えていけば、この収入の4分の1ですかね、この4分の1しか自主財源がないということになります。いま言われたように狭山だとか、幾つか、いわゆる団体の大会費、こういうものが自主財源ではやられていないということになると思います。ちょっとその辺も、もっと精査していただいて、補助金を決める、どういうふうにして、どの部分が補完業務なのか、精査をしてきちっと分けていただいて、補助金を決めていただきたいというふうに思います。そういうふうな作業ができますでしょうか。

人権同和政策課長

現時点におきましても、そういう補助対象経費と補助対象外という部分につきましては、先ほどご答弁申し上げました部分につきましては、きちんとおるところではございますが、人件費の部分とかにつきましては、一部自主財源というようなことで、ほとんどが補助金に頼っておるといような状況もございますので、今後、補助金の適正化を図っていく上で、その辺もきちっとしていきたいというふうには考えております。

委員長

それでは、次行きます。160ページ、衆議院議員選挙費について、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

160ページの衆議院議員選挙費です。まずこのポスター掲示板の委託料ですけれども、これを委託するにあたっては、入札で行われているのか、また地域が広がるので、掲示板の数も随分ありますが、分割で発注されているのかどうか、その辺を教えてください。

選挙管理委員会事務局長

ここのポスター掲示作成委託料に掲げておりますこの分につきましては、これにつきましては市内を飯塚地区、それから穂波、筑穂地区、庄内、穎田地区の3カ所に分けまして3つに分割いたしましてポスターの掲示用の委託を発注いたしておるところでございます。

宮嶋委員

もちろん入札で行われているわけですね。ぜひ、そういうことでお願いします。それとこのポスター掲示板の設置基準というのはどういうふうになっているのか、教えてください。

選挙管理委員会事務局長

先ほどの件は入札しております。それからポスター掲示場の設置基準でございますけれども、これにつきましては公職選挙法第144条の2第2項におきまして、掲示場の総数は1投票区につき、5カ所以上10カ所以内において政令で定めるところにより算定するとなっております。また、この公職選挙法施行令第111条では投票区ごとの選挙人名簿登録者数や面積をもとにして設置数が定められておまして、同条第3項第2号ではポスター掲示場の配置は

当該投票区における人口密度、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行うということになっております。これらを踏まえましてところで算出いたしますと、本市の設置基準は地区毎に申しますと、飯塚地区には176カ所、穂波地区に65カ所、筑穂地区に50カ所、庄内地区に32カ所、穎田地区に39カ所、合計で362カ所となりまして、実際に各地区に同数の掲示場を設置いたしているところでございます。

宮嶋委員

投票区ごとに数が決められていて、その数に合わせてやっておられるということですが、これは、例えばいま飯塚で176カ所と言われましたけれども、投票区内の位置、場所というんですかね、例えば、できればこの自治会に一つだとか、何かそういう思惑があって場所が決められているのか。場所についてはどういうふうなことで決められているのか、教えてください。

選挙管理委員会事務局長

先ほど設置基準は申しましたけれども、例えば千人未満の投票者登録者数において2キロ平方未満では5カ所とか、そういう基準が、政令で定められている基準でございます。そういった基準に基づいて、投票区ごとの基準はございますので、その投票区の中で、また自治会ごとの基準というのは、この基準上はございません。したがって、それにつきましては、最後に少し申しましたけれども、人口密度や地勢、それから交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行うことというふうになっておりますので、当然、人が通られるところ、そういったところの部分、それから、例えば場所の問題といたしましては、当然ポスター掲示場の設置するにおきましては、ものをそこに貼り付ける、あるいはそれを動かないようにするというような行為がございまして、できるだけ公共施設の近くに置きたいという希望がございまして、そういったものと、あとは道路上とか、そういったことも考慮しながら、安全で確実に取りつけられるところ、そういったことも考慮しながら設置をいたしているところでございます。

宮嶋委員

例えば、私なんかでもポスターを貼りに行ったりすることがあるので、なんですが、幸袋の場合、いわゆる千鳥屋さんというお店がリサーチパークのところにあります、その前に1カ所あります。で、その裏に公園がありますが、公園の北側と南側とに、この公園の周りに2カ所あるんですね。だから、そういう意味では千鳥屋さんを基準にしてこう見ると、3カ所、もう掲示板が、片方は裏側とか、横側とかになりますけど、掲示場の箇所が3カ所、もう本当に見えるんです。歩いて5分ぐらいの間に3カ所あるというようなこともあって前々からどういう基準でつくってあるのか、これ3カ所もつくるのは無駄じゃないかなと。これもし減らすということがいいことじゃないと思いますけど、こういうものはもう減らしてもいいんじゃないかなっていうことを感じたんで、今回こういう質問をさせていただきました。また逆に言えば、どこまでいっても掲示板がないような場所も確かに、人口の関係とかいうのがあると思うんで、ただ、ちょこちょこ変えると、皆さんがどこに掲示板があるのかわからなくなるというようなこともあると思うんですが、ぜひ今ある場所が本当にいま言われたように、安全で皆さんが通ってよく見られる場所、本当に掲示板の役割を果たす場所なのかどうかというようなこともきちんとしていただきたいし、それともう1つは立て方ですけども、なかなか高過ぎて見えなかったり張れなかったりというような場所とか、いろいろ場所によっては不都合なことがたくさんあります。そういうものをぜひ、お忙しいでしょうけど、掲示板をたてられた後に行かれていますらうと思いますが、その辺もぜひ検討していただいて、場所の見直し、こういうものをやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

選挙管理委員会事務局長

平成24年度におきましては、ポスター掲示場の調査を行っております。市民への見やすさ

や掲示場所の安全面など、それぞれの地域の実情に考慮いたしまして、ことし行われました参議院議員選挙からは設置基準の範囲内において27カ所の変更を行っておるところでございます。今後もその地域の実情等を踏まえたところで、要望等がございますれば随時調査もいたしまして、必要ならば見直しも行っていきたいというふうに考えております。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、第1款 議会費及び第2款 総務費についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 12:17

再 開 13:14

委員会を再開いたします。

第3款 民生費及び第4款 衛生費、162ページから204ページまでの質疑を許します。まず質疑事項一覧表に記載されています162ページ及び196ページ、社会福祉総務費及び病院費、国民健康保険事業費無料低額診療制度について、兼本委員の質疑を許します。

兼本委員

いま述べたページ数ですけど、これは本来お聞きしたいのは、いつも共産党さんが言われる国民保険料が滞納になったときの資格証の方たちが診療を受けられないと。憲法違反やないかというようなことでたまたまいつも聞いておりますので、それに関連して若干質問させていただきたいと思いますので、若干決算書とはちょっとかけ離れるところもあるかと思いますが、まあお許しただいて質問させていただきます。まず、無料低額診療制度とはどのようなものかをお尋ねいたします。

健康・スポーツ課長

無料低額診療制度でございますが、無料低額診療制度とは生計困難者が経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な料金で診療を行う事業でございます。これは社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業でございます。ただ、この事業はあくまでも生活改善するまでの一時的な措置となっております。

兼本委員

いま答弁がありましたように、生活困難者が経済的な理由で必要な医療を受ける機会を与えるというようなもので無料低額診療制度があるということです。まさに今から述べるところにあるんじゃないかと思いますが、まずこの無料低額診療制度を行っている飯塚の市立の病院があるわけですけど、市立の病院ではこれはやっているわけですかね。

健康・スポーツ課長

飯塚市立病院は実施をしておりません。

兼本委員

次に、医療扶助という制度はないということです。生活保護になるんですけど、生活保護で医療費のみ的人数と金額を教えてください。

健康・スポーツ課長

生活保護につきましては担当課が保護課になりますが、データをいただいておりますので私のほうでお答えをさせていただきます。年間を通じての数字は出しておりませんが、平成25年3月でございますが175名でございます。医療費は2,657万6,228円、これを年間に直しますと約3億2千万円ほどになります。

兼本委員

年間で医療扶助と申しますか、それが3億2千万円ほどであると。で、生活保護は受けたくない。ただし、生計が非常に厳しいので、国民健康保険の支払いが遅れているという方がかなりおると。その人たちは短期証や資格証の発行で病院を受けられないというふうに、いつも共産党さんの質問で聞いております。そこで、国民健康保険の短期証や資格証の保険証の発行状況はどうなっていますか、ちょっとお尋ねいたします。

医療保険課長

決算成果説明書の151ページに掲載しております資料でご説明をいたします。151ページです。平成25年の3月末で総世帯数が19,849世帯、被保険者数が33,285人、そのうち短期証になります。2カ月証は940世帯、1,384名、1カ月証は462世帯、694人、資格証は661世帯、815人となっております。

兼本委員

この無料低額診療制度を適用している病院は、飯塚市内ではどこかあるわけですかね。どこにありますか。

健康・スポーツ課長

飯塚市市内でございますが、採用しているのは現在、済生会飯塚嘉穂病院のみとなっております。

兼本委員

いま答弁でありました済生会飯塚嘉穂病院では、この国民健康保険証の短期証や資格証の方が無料定額診療制度を利用することはできますか。

医療保険課長

短期保険証の方は利用することができますが、資格証明書の方はいったん10割負担をしていただくこととなりますので、この制度の利用をすることはできません。しかし、資格証明書の方が市役所のほうに相談に来ていただければ、制度を利用することができると考えております。

兼本委員

今、共産党さんがいつも言われる資格証の方たちは分納の相談にも来ないと。何ら国民健康保険税を払う意思がない方たちに対して、この資格証を出していると。分納などで相談に来れば短期証とか何とかそんな措置でやっているけど、やってないということで。じゃあ全員にその短期証とか保険証を発行することは、払う人と払わない人のその格差がありますのでね、払う人だけが逆に言うと損を見るところというような形、損という言葉じゃあおかしいかもわかりませんが、払う人と払わない人が一元的でないという形の中でこの資格証を出していることだろうと思うわけですがね。じゃあ済生会病院で、この制度で具体的にいくらぐらい軽減されているか。また軽減された分の補てんはどこからされているのが、わかる範囲内で結構ですからお示してください。

健康・スポーツ課長

済生会飯塚嘉穂病院にお尋ねをしましたところ、平成24年度で約172万円、今年度は8月までで約194万円軽減をしているとのことでもございました。また、補てんされているかということでもございますが、これについては一切ないとのことでもございました。

兼本委員

平成24年度で172万円、ことしは8月までで194万円ということですので、結構かなりふえるんじゃないかなと思うんですけどね。だから先ほど言いましたように、国民健康保険税を払う人も払わない人も一律に保険証を出すということについては平均的な措置がとられないということですが、この制度を利用して、先ほども言いましたように、資格証の方でも相談に来れば短期保険証等々に換えて適用するということですので、この制度の利用をすればま

さに国民健康保険税をどうしても払えないと、払えないけど病院には行きたいと、病院に行かないから結局憲法で保障されているものを侵害しているんじゃないかということを知りたくて聞きました。だから、資格証じゃなくして保険証全部交付せえということですけどね。だけど、それはやっぱり担当課としては国民健康保険料を払っている人と払っていない人は一律がとれないから払えないと。それは私もそうだろうと思います。だから、この制度を利用してね、病院にかかれば、病院での治療は、私は受けられると思うんですよ。だから、この制度をもう少し飯塚市民の方へ周知しているかどうかということですけどね。これは病院のほうからのPRなのか、行政としては払えない方たちはこういう制度がありますよというようなPRをしているのか、その点はどのようにしていますかね。

健康・スポーツ課長

済生会飯塚嘉穂病院からの要請もございましたが、この無料低額診療制度について市報等による広報等も行っております。

兼本委員

だから淡々とやるんやなくしてね、やっぱりこういうふうな制度があるんやったら、こういう制度を利用すれば本当に病気で困っている人は病院にかかれますよということをやっぴり広くPRすべきだろうと思うんですよ。片一方では、国民健康保険料を払っていない人は資格証やなくして保険証を出せ出せといつも言われているんですよ。その横の同じ行政の中で、片一方はそういうふうに責められて、片一方は淡々とこうPRしていますと。やっぱりそのところの関連性がないと思うんですよ。だから、こういう制度を利用すればある程度本当に病院にかかればならぬ、済生会のほうでも調べますと、これ簡単にできるんじゃないかと、やっぱり行けばその中で資格審査とか何とかやっているはずですから、本当に困って払えないか、ただ払っていないかというところの審査はやるんだろうと思いますけどね。だから、まさにこういう制度を利用すれば、私はいつも国民健康保険のところで一般質問とかいろいろ、きょうもおそらく後からまた出るんやなかろうかと思っておりますけど、資格証はやめて保険証を出しなさいということの質問になるだろうと思うんですよ。だから、そういうふうな緩和措置としては、こういうものが利用できればできると思うんですけど。先ほど言いましたどこから補っているのかということでお聞きしますと、国、県を含めて一切済生会飯塚嘉穂病院は補てんがないということになっているわけですけど、そうなりますとこういう制度を、どんどん利用していただくなれば、飯塚市としても国民健康保険税を払えない人に対して保険証を出すということは、払う人と払わない人の一定性がとれないと。しかし、その代わりとして本当に生活で困っている人たちの健康を、病気を治療したいという人たちが病院にかかりたいのであれば、この病院に対して補助金を出すということも考えていいと思うんですよ。この済生会病院は何か明治天皇からのお声かきの病院で、かなり社会福祉法人としては由緒ある病院で、調べますと、公的病院への助成に対する財政措置ということで特別交付税の対象病院になっているわけなんですよ。だから、この特別交付税の対象病院ということですから、これ全国的に、済生会病院全国にいっぱいありますからね、全国的にこの無料低額診療制度をやっぴり特別交付税をもらっている病院がかなり済生会だけでもあるんですよ。どのくらいあるか、わかればちょっと示してください。

健康・スポーツ課長

特別交付税の対象となっておりますものが公的病院等というくくりになっておりまして、これは済生会も含まれますが、日赤病院やそういった公的な病院を指しております。これが平成24年度で対象となりますものが1,225病院ありまして、このうち特別交付税による助成を受けているのが223病院ございます。それに対しまして、国のほうから措置しました特別交付税額が63億4,200万円となっております。このうち済生会病院のみでございますが、平成

24年度は全国で80病院中22病院が助成を受け措置をされている特別交付税額が6億5,700万円となっております。以上でございます。

兼本委員

済生会も嘉穂病院のあとを買いまして、県の方から建物を新しく建ててもらってやっていますけど、聞くところによると経営もなかなか難しいというふうに聞いております。そしてまた飯塚市から、無料低額診療制度をどんどん一つやっていただきたいということの要請をするなら、やっぱりそのところをお願いしますって、饅頭の一つくらい持っていかないといかんとするんですね。それがやっぱり特交じゃなかるうかと思うわけですけどね。そういうふうな形の中で、それを、無料低額診療制度全般的に門戸を広げてやっていただければ、いつも言われている資格証だけじゃなくて保険証出せ、保険証出せという、ここの部分は、ある程度カバーできると思います。そしてまたそこに、済生会に行って、無料低額診療制度を受けるための審査を受けた本当に生活困窮者の人たちにはやるとするんですね。ただ、もう持っているも払わないという人たちには、だめですよということなのでそこで門前払いとなりますから恐らくその人たちは必ず国民健康保険税を払うということになると思うんですね。そういうことを考えれば、この特交の申請というようなものも、1つ考えて財政に言いますと、特交は色がついてないから、どの部分に入るかわからんということですけど、全国的に今の答弁の中で80病院中、22病院が助成を受けて、全国的に6億5,700万円ということですから、大きな金額は望めないにしても、1つ門戸を広げてやってくださいと飯塚市の市民が非常に困っているし、うちの市立病院がやっていませんから、やろうにもやれないんですがね、社会福祉法人じゃないから、できないから1つ済生会の方でやってくださいということをお願いして、そのかわり十分な財源措置はできんにしろ、特別交付税を申請していますからということ、やればある程度そのところの皆さんが病気になったときに病院にかかれるという分については、救済措置がとられるんやなかるうと思うわけですけど、そういうことはどうでしょうか。担当課長じゃ、ちょっとなかなか難しいと思いますので、部長でも結構ですから、どうですか。

子ども・健康部長

先ほど、言われましたけども、済生会病院も無料低額制度については、積極的にやっていきたいということではあります。市としてもPRしてやってくださいとあります。それで済生会飯塚嘉穂病院には県立病院のあとを受け地域医療の受け皿として重要な医療機関であると認識しております。また無料低額制度事業や筑豊地区内でも、特に医療過疎地と考える地区において、健康教室を拡大されており今後も地域に根差した活動に重点を置かれることなど、安心安全のまちづくりには欠かせないものと考えております。しかし、委員言われますように、現在経営状況が決してよいものとは言えない状況があることも事実であります。飯塚市といたしましては、これから嘉飯地区の医療体制を堅持するためにも済生会飯塚嘉穂病院の安定経営のためにも何らかの支援をすべきではないかと考えております。

兼本委員

飯塚市も人口増やさないかんし、そういう意味の中では、いつも払えない人には保険証を出しなさい、保険証出しなさいとそんな無理なことばかり言っても解決できませんからね、だから解決する方法をやっぱり考えないといかんとするんですね。そのためにやっぱりこういう制度を利用して、そして本当に病気にかかったときには、飯塚で病気にかかったときには、この無料低額診療を利用して、例えば無料にならなくても、審査して5割軽減6割軽減なって本当にもう病気がよくなったとあそこに行けば、ほんとに病院にもかかりやすいというようなものもしないといかんと、先ほどから部長のPRしてくださいと、PRしとりますじゃなくて、やってくださいだけじゃ病院も経営があるからやれないんですよ、やっぱり。やりたくても。やるためには何か一つお土産の1つでも持って行って、これやりますからやってくださいと言

わないとやらないと思うんです。そのためには、特別交付税の対象病院であるということになつていきますのでね、ぜひ国民健康保険税で、いつも資格証と保険証のところで、わーわー毎回毎回同じように言われるじゃなくして、こういう制度を利用しながらね、やればやれると。そして、私たちも本当に払えなかったら生活保護受けたらいいやないですかと言うと、いや生活保護までは受けたくないという人もたくさんおられるそうですからね、その人たちが本当にやっぱり病気になったときに健康に回復できるような措置を、やっぱり何らかの形としてはとらないかと思しますので、ぜひあなたやってくださいということやなくしてね、やっていただけるようにがんばっていただきたいとまことに申し訳ありませんでしたけど、終わります。

委員長

それでは次に、166ページ、社会福祉総務費、社会福祉協議会補助金について、上野委員の質疑を許します。

上野委員

166ページ、社会福祉総務費、社会福祉協議会補助金について、お伺いします。このまず社会福祉協議会とは、福祉に関する活動を推進されている団体だろうなという認識はあるんですが、具体的に言葉に落とすとどんな団体であるのか、また現在どんな事業をされてあるのか、ご紹介をしてください。

社会・障がい者福祉課長

社会福祉協議会とは民間の社会福祉活動を推進することを目的に設置されました営利を目的としない民間組織で、その設置は社会福祉法の第109条に規定されております。この社会福祉協議会の中心となる事業は地域福祉活動ですけれども、その事業の主なものといたしましては、地域にお住まいの支援を必要とする方々を見守る地域住民の方々のネットワーク化やボランティア等の人材育成が挙げられます。具体的には、各校区単位に設置しております地区社協の支援や地域福祉ネットワーク委員会活動との連携、それから地域の要援護者の見守り活動を行います人材として、市内全域に配置しております福祉委員の支援、それから地域のボランティアの方々と協力し高齢者の方が気軽に集える「いきいきサロン」の活動の支援、それから地域福祉の担い手となるボランティアの育成、また判断能力が衰えてきました高齢者や障がい者の方々の金銭管理を含む日常生活の支援を行います権利擁護センター事業など、民間事業者でありながら公共性、公益性が高い一方で、収益性がほとんど見込めないような事業を実施しております。

上野委員

ご紹介ありがとうございます。これらの事業がもし、社会福祉協議会がなければ、飯塚市でこれらの事業を行うとしたら、どれぐらいの経費がかかるのか試算はありますか。

社会・障がい者福祉課長

今、ご紹介しました5つの事業に関しまして、平成24年度の社協の決算書を見ますと、6,600万円以上の経費がかかっております。なお、この事業費には人件費の方は含まれておりません。

上野委員

人件費を含まず6,600万円以上の経費がかかっているということですが、まず、この団体の目的なんなりを紹介していただいたんですが、まさに他の団体でよく聞く行政の補完業務を行っておられるといっても過言ではないと思うんですね。社会福祉協議会がなくてはならない組織だというふうに私は思っているんですね。さらに今後高齢者のひとり暮らしや高齢者だけの家庭の増加を見込んだときに、ごく近い将来この団体には人的にも財政的にも十分な体力を蓄えていただく必要があるというふうに思っているんです。現在のこの5,500万円の補助金では到底足りないんじゃないのかと思うんですが、この社会福祉協議会に補助金増額を考えな

ければならないのではないかと、またこの社協が立ちどまったり停滞したりすると飯塚市の福祉政策全体が立ち行かなくなるのではないかと、いかがお考えでしょうか。

社会・障がい者福祉課長

社会福祉協議会は、先ほども申し上げましたとおり地域福祉を推進するために設置されました組織で、営利を目的としておりません。このため他の自治体の社協と同様に運営資金の多くを行政等の補助金で賄っておりますが、それに頼るだけでなく、社協といたしましても、寄付金や共同募金の配分金の民間財源、また介護報酬等の事業収入財源の確保にも努めていただきまして、運営経営の安定化を図っていただいております。現在収支のバランスはおおむねとれているものと考えております。確かに、今、議員のおっしゃられましたとおり、この社会福祉協議会というのは、行政と地域福祉を推進していく上での両輪というふうなことを言われておまして、社会福祉法にも規定がありますとおり自治体において設置が求められている組織であります。ただし、この団体の補助金に関しましては、先ほど申し上げましたとおり社協の自助努力による収入の確保とそれから効率的な支出の執行の推移を見ながら補助金の方は算定していきたいと思っております。現時点では大きな状況の変化がない限りは補助金の増額は必要ないのではないかと考えております。

上野委員

平成24年度決算を見る限りでは、その増額は必要でないのかと言うと増額は必要でないかと考えておられるということですが、市長は、来年まだ立候補されるかどうかかわからないということですので、職員の皆さんにお願いしますが、本当に近い将来飯塚市の現況を見たときに、どのような実態になるのかということを見極めていただき、これは担当部担当課だけではなく、ほんとに全体で飯塚市のことを考えた施策、使うところにはきちっと予算をつけていただきたいというふうに要望しておきます。

委員長

それでは次に、182ページ保育所費、認定こども園整備事業費について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

182ページ、保育所費、認定こども園整備事業というところですが、庄内と幸袋の2か所で認定こども園の施設整備が行われておりますが、この工事の中身を教えてください。

子育て支援課長

認定こども園につきましては、3か所整備をさせていただいております。庄内こども園につきましては、5歳児、ニクラス及び一時預かり室、それと倉庫、計251.64平米を増築整備いたしました。幸袋こども園につきましては、給食室の改修及び搬送口にテラスを設置いたしております。また、ガスオープン、食器消毒保管庫、冷凍冷蔵庫、その他の備品を整えております。また、幸袋保育所裏手の搬送口横に新たに3台分の送迎駐車スペースを整備いたしました。穎田こども園につきましては、遊戯室を可動式の仕切り壁を備えました保育室に改修いたしまして、手洗い場を設置いたしております。また、駐車場の整地と防犯灯の設置を行っております。各3園ともそれぞれ園児の増加に見合う所用の調理器具及び食器類を整えまして、また看板サイン等を一新いたしたところでございます。

宮嶋委員

詳しくありがとうございました。すみません、幸袋忘れておりました。穎田の遊戯室を改修するというので、地元の方から反対の声がずいぶん上がっておりました。今、お聞きしましたら可動式の仕切りにして、行われているということですが、これで不満とか問題とかいうのが今ないのかどうか、これできちっと事足りているのかどうかお聞きします。

子育て支援課長

今のところ、この改修でもって適正な運営が行われているというふうに思っております。

宮嶋委員

保護者の方からそういう不満の声が上がったことに対して、素早く対応していただいたということで、今後またいろんな保護者の意見も聞きながら考えていきたいと思っております。ここは以上で終わります。

委員長

次に、186ページ、生活保護総務費、就労意欲喚起等支援業務委託料について、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

186ページ、生活保護総務費の就労意欲喚起等支援業務委託料というところですが、なかなか仕事に就けないという方に対して、体験と言うか、就労意欲につなげていきたいということで始められたというふうにお聞きいたしました。平成24年度の実績についてお尋ねをいたします。

保護1課長

平成24年度の実績でございますが、当初は高齢者施設1カ所で参加者10名、障がい者施設5カ所で参加者15名の規模で、いずれも1人当たり年間46日間実施するというところで予算計上しておりましたが、実績といたしましては高齢者施設2カ所で参加者7名、平均参加日数は37日、障がい者施設は2カ所で参加者10名、平均参加日数は32日というふうになっております。

宮嶋委員

予定よりも少し少ないというふうなことだと思いますが、この間の成果と言うか、様子を教えてください。

保護1課長

成果でございますけれども、実際に保護受給者の就労開始に結び付いたのかとの質問と思えますけれども、参加者の中から1名、自発的に就労に向けた求職活動をしたい旨の申し出があり、我々といたしましてもこの機会を活用しまして就労支援に切り替えたところでございますけれども、いろいろなサポートもあわせて行いましたけれども、本人が体調に変調をきたしたということで、中止したケースがございます。

宮嶋委員

なかなかやってみようという機会がなくて、そういうのを試みられておりますけれども、なかなかまだ自治体としては就労にまだつながっていないというようなことですね。今年が2年目になりますが、この事業は今後どういうふうにするのか、教えてください。

保護1課長

この事業の今後ということでございますけれども、この事業の目的は就労意欲や生活能力、就労能力が低いなどの就労に向けた課題をより多く抱えた生活保護受給者に対して、就労意欲の喚起を図るための支援を福祉事務所が民間のNPO法人等に委託して実施し、既存の就労支援策とあわせて生活保護受給者のさらなる就労支援策の充実を図るというものでございます。また、現代のようにうつ病にかかるという、いわゆる心の病の精神疾患等を理由とした生活保護者が増加している状況においては、本来の求職活動を行うためのリハビリ的な事前活動としましても、非常に重要な事業であると認識しております。

宮嶋委員

病的な部分という部分については確かに医療での保護というか、そういうのがいると思えますけれども、働く意欲をなくしているとそういう人たちを救うための制度ではないかなと思うので、これは補助金とか、県の補助金か何かだったと思うんですが、それが続いていくのか、今

後の見通しがどうなのかとお聞きしたんですけども。

保護1課長

これは国の制度でございます。国の事業でございます。したがってうちのほうとしては継続していきたいというふうに考えております。

委員長

次に、192ページ、健康づくり推進費、各種健診について、江口委員の質疑を許します。

江口委員

資料のほうを出していただいております。86ページ、87ページなんですけど、こちらのほうも2年前に資料を提出していただきました。そのときと比べて、受診率なんですけど、そんなに変わってないのかなというふうな判断をしております。がん検診等々の健康診断、健康診査、がん検診でもいいんですけど、国のほうとしてはどの程度の受診率を目標としておりますか。

健康・スポーツ課長

国のほうの指針としましては、およそ50%を目標というふうにしております。

江口委員

目標を50%、この資料を見る限りでは、その50%と遠くかけ離れていると思うんですけど、これは何か理由がございますか。

健康・スポーツ課長

受診率でございますが、これが低い理由でございますが、これががん検診の受診者につきましては、現在のところここで集計しておりますのが、飯塚市の集団検診を受診された方によりまして算出をしております。職域で受診をされた方の数を把握できておりません。職域のほうで、職場や医療保険のほうで実施されております定期検診につきましては、このがん検診を受診されている方が把握できておりませんで、そのためこのような低い受診率となっております。

江口委員

そういった理由があるので低くなっているというのはわかるんですけど、そしたら本体の正しい数字を捕まえるにはどうすればいいのか。それがないと結局、目標ができていないのかどうかわからないわけですよ。その辺りはどのように判断されますか。

健康・スポーツ課長

国民全体のほうで受診をしております数字につきましては、国のほうが把握をしております。例えば胃がんの検診でございましたら全国では9.2%というふうに捕まえておりますが、これを具体的に飯塚市ではいくらかというふうな数字が把握できておりません。また、飯塚市としましては、できる限りこの受診者を把握するために取り組んでおりますのが、例えば職域のほうの検診の結果をある程度把握するために、昨年度は商工会議所の事業所を通じましてアンケート調査に取り組みましたが、結果といたしまして3事業所のみ回答がっております。また、それ以外の県が実際にやっておりますが、県の健康増進課のほうで行っております働く世代をがんから守るがん検診推進事業という取り組みがございまして、これに参加をしている企業さんのほうであれば、ある程度そういった情報の提供というのが受けられるのではないかと思います。県のほうに協力依頼をしておりますが、現在そういった名簿の提出等も回答ができるというふうな回答が来ておりません。このような状態でございまして、なかなか飯塚市内の、実際にごがん検診を受けてある方々の数字につきまして把握ができておられない状態でございます。

江口委員

であるならば、本当にこのがん検診を、そのような状況の中で続けるかどうか、もしかしたら考える必要があるかもしれない。それを考えるのはなぜかと言うと、結局はこれだけ投資

をするんだけど、それに見合った分の成果が得られるかどうかだと思います。結局、がん検診等々をするのは、早期発見をすることによって、早期治療によって、後で大きなコストがかからないようにするためですよね。であるならば、その成果がきちんと出るかどうか、数字を捕まえる努力をしないとイケない。それは当然、国にも県にも求めなくてはならないし、そうじゃなかったら、市としてもお付き合いできませんよということを考えなくてはならないと思っています。その努力はさらにやっていただきたいと思います。87ページのほうに生活保護者の個別健康診査の数字がございまして、こちらのほうも非常に数字は悪いんです。1.6%なんですけど、何でこんなに低いんでしょう。

医療保険課長

まず、生活保護健診の目的なり対象者についてお話をさせていただきたいと思います。まず、生活保護健診につきましては、医療制度改革によりまして平成20年度から医療保険の保険者が40歳以上の保険加入者に対して特定健診を実施するようになっております。ただ、医療保険未加入の生活保護者世帯等の40歳以上に対しては、市町村が実施するようになっております。その中で、生活保護者の対象者の把握でございまして、実際に生保健診の対象となられる方は、飯塚市で生活保護を受給されている方のうち年度内に40歳以上になられる方で、生活習慣病の治療中の方は除いております。対象者数は平成24年8月1日現在で、年度中に40歳以上になられる方が4,972人となっております。ただ、この中で治療中の方の把握が非常に難しくなっております。この部分については保護課のほうに依頼をいたしまして、対象者の方に案内チラシを配ってもらっている状況でございまして、最終的に1.6%とかなり低いんですが、あくまでも健康診査というのは任意でございまして、自分は大丈夫だから受けないよとか、そういった方も中にはいらっしゃいます。そういったことも含めまして、今後そこら辺の1.6%はかなり低いと認識しておりますので、周知方法、対象者の把握を含めまして、保護者と協議をいたしたいと考えております。

江口委員

先ほどのがん検診に関しては、国であったりとか事業者であったりとか県であったりというのが、数字を出してくれないのでありました。対してこの生活保護者個別健康診査に関しては、まだ内部の話ですよね、市の中の話なんです。であるならば、これは確実に捕まえられるはずだと思います。ですよね。ですね。であるならば、そこをきちっとやった上で、本当に必要な健康診査だと思うのであれば、きちんと率を上げる。それこそ100に近づけることをやっていただきたい。対してもうそこまですることがないのであれば、あっさりともうやめてしまおう。どちらかですよね。本当に必要だと思うのであれば、ちゃんと捕まえた上で、100に近づける努力をする。だってやれるわけでしょう。早期に健康診査をすることで、後々費用がかからないようにすることが目標なのであれば、徹底することが必要だと思います。意気込みのほどを。

医療保険課長

委員言われますように、早期発見、早期治療で医療費を削減するということが検診の大きな目標でございまして、ただ、これは健診の機会を皆さん平等に与えるということで、生保健診の方も、医療保険にかたっていらっしゃらない方も、そういった機会を与えることで実施しております。最終的には100%ということが最大の目標でございまして、私ども国保の中でも特定健診を現実的に今やっておりますけども、その中でもやっと46%程度、それも何回も受診勧奨をやってということでございまして、ただ、先ほどから言っております早期発見、早期治療で、受けられる方の健康管理も含めてやっていくのが自治体の本来の目的だと思いますので、その部分については今の状況で受診率が上がらないのでしたら、ちょっと方法をいろいろ考えた中で100%を目指してやっていきたいと思っています。

江口委員

やはり生活保護の受給の1つの条件としてもいいかと思うんです。それをきちんと継続するためにもこれを受けないと、ちゃんと出さないと、ある意味その皆さまからお預かりした税金の中で出すわけですね。とするならば、きちんと、そこら辺はちゃんと受診してもらわないと、負担していただいている方々には申しわけないからきちんとこれを受けなさいと、受けない限りは生活保護を続けられない。そういったことも考えていいんだと思います。そのあたりは打ち合わせをした上でやっていただきたいと思います。

委員長

それでは次に、192ページ、健康づくり推進費、がん健診委託料について、田中裕二委員に質疑を許します。

田中委員

192ページ、がん検診委託料について質問をさせていただきます。今、江口委員の質問がございましたので、前段の部分は資料もありますし、受診率が低い理由という質問もございました。86ページの資料を見ますと受診率が各がんごとに出ております。その中で16.6%が子宮頸がん検診ですね。そして、乳がん検診マンモグラフィ併用が18.9%、この2つが10%台、あとは10%未満でございますが、この2つのがんは無料クーポン券を利用して検診を受けられるということで上がっている。当然でございますが、それ以外は10%までいっていないと、その理由としましては、先ほど言われました職域で加入している方の定期健診では数がつかめていないということでございました。これを足したにしてもそれほど大きな数にはならないと思うんですが、この低い受診率を向上させるためにどのような取り組みをされているのか、お尋ねをいたします。

健康・スポーツ課長

受診率の向上のための取り組みでございますけれど、今年度は市内のスーパー、それからコンビニ、ディスカウントショップ等に合計65カ所にポスターを掲示して啓発を行っております。また、今年度協会健保の被保険者の集団による特定健診が来年1月に行われますので、その際にあわせてがん検診を、4日間同時実施をする等によりまして、受診率のアップを図るようしております。

田中委員

ぜひとも、受診率アップできるように取り組みをしていただきたいと思います。ずっと受診率はそれほど変わってないようにありますので、本気になってこれは取り組んでいただきたいと思います。次に、飯塚市のがんによる死亡された方の人数、またその内訳はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

健康・スポーツ課長

がんによります死亡者数でございますけれど、これが平成23年度の統計でございますが417名のうち全体の死亡者数の27.6%が、これはがんの方が占めております。がんの内訳としましては、気管や気管支及び肺、これが84人、大腸が50人、胃が49人の順となっております。

田中委員

気管、気管支及び肺が84名、大腸がんが50名、胃がんが49名とこのような順になっているということでございますけれども、この中の胃がんの49名でございますけれども、胃がんのリスクを高めるピロリ菌の対策について過去に一般質問をさせていただいたことがございましたが、その後動きがあれば教えていただきたいと思います。

健康・スポーツ課長

ピロリ菌でございますが、これが高い発がん因子でございますして、ピロリ菌感染者のうち、

一部が慢性胃炎等を引き起こし、その後特殊な発がんの環境が整って、がんが発生すると一般的に言われております。このため、ヨーロッパ消化器内視鏡学会のガイドラインにおきましては、胃炎等の発病に対しまして、ピロリ菌の除菌を行っていること、日本におきましてもがん検診のあり方に関する検討会が設置され、この検討会の結果を基に推進していくことの方針であることにつきましては、ご報告をさせていただいております。この後でございますが、この検討会の結果が出されまして、これまでピロリ菌が関与する胃潰瘍、十二指腸潰瘍の治療にかかる除菌についてのみ保険の適用でございましたが、ことしの2月21日からはピロリ感染胃炎という病名診断が出た患者様には、除菌を行い医療保険の適用とすることとされております。

田中委員

ことしの2月21日からピロリ感染胃炎、ピロリ菌による胃炎という病名が診断された患者の方に対しては、医療保険の適用が拡大されるようになったというご答弁でございますけれども、その前にこのピロリ菌に感染している、なんと言うんでしょうか、持っている、このピロリ菌の検査を公費助成で行っている県内の自治体はどのようになっているのかお尋ねいたします。

健康・スポーツ課長

県内の状況につきましては、調査を行っておりますのでご報告をいたします。県内の自治体でピロリ菌の除菌、これを助成している自治体はありません。検査のみを助成しておりますのが、大木町、これが平成24年度から、川崎町、宗像市、大川市、久留米市、糸田町、これは平成25年度から実施をしております。自己負担額でございますが、川崎町は無料、宗像市は2千円、大木町、大川市、久留米市ともに自己負担額は500円、糸田町は自己負担額が一般で1,300円、国保の方で1,000円となっております。対象年齢でございますが、川崎町が40歳以上の方、宗像市、大木町、大川市が節目の方、それから久留米市は41歳のみ、糸田町は40歳以上となっております。なお、添田町は全額自己負担で実施をしております。

田中委員

このがん対策に対しては国のほうでも法律ができております。がん対策基本法という法律がございますが、この法律の目的、また併せまして地方公共団体の責務、わかりましたら教えていただきたいと思っております。委員長、すみません。私のほうから今のこのがん対策基本法について話をさせていただきますけれども、この目的、この法律は国民の疾病による死亡の最大の原因となっているがんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状にかんがみて、がん対策の一層の拡充等を図るため、がん対策に関し基本理念を定め、国、地方公共団体、その他がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的としているという法律でございます。この基本理念の中には、がんの克服を目指し、がんの予防、診断、治療等に係る技術の向上、その他研究等の成果を普及し活用し、及び発展させることとされております。地方公共団体の責務といたしましては、地方公共団体は基本理念にのっとり、がん対策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を要すると、このようにされております。予防に関しては、国及び地方公共団体は、喫煙、食生活、運動、その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する啓発及び知識の普及、その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講ずるものとするというふうにされております。最後に読みました予防のところでは、がんの予防の推進のために必要な施策を講じなさいということですね。そのために喫煙、食生活、運動、というふうに書かれております。先ほどピロリ菌の話をさせていただきましたが、ピロリ菌は胃がんの発症する大きな要因の1つにリスクを高めているというふうに言われております。これも既に研究済みでございます。このピロリ菌検査に関しましては、先ほどお尋ねいたしましたように、6団体が既に助成を実施してお

ります。がんは決して治らない病気ではなくなりましたし、早期発見、早期治療で高い確率で完治するような時代になっております。ピロリ菌の除菌は、早期治療の前の段階で胃がんのリスクを減少されるわけですから、これほどがん対策に有効な方法はないと確信をいたしております。さきの一般質問でも同僚議員から、飯塚市の姿勢について質問がございましたので、これ以上お聞きすることはございませんけれども、財政的に厳しいということであれば、まずは市民の皆さまにピロリ菌のリスクと除菌の有効性について、周知をしていただいて、さらに検査を望む方が気軽に検査ができるように、添田町が実施されておりますように自費でもいいので、健診の際に同時にピロリ菌検査の機会を設けてやることもできるのではないかと、このように思っております。飯塚市でもピロリ菌の除菌について積極的になっていただきたいと思いますし、市民の健康を守るためにも、ぜひ一歩進んでいただきますよう要望いたしまして質問を終わります。

委員長

それでは次に、192ページ、健康づくり推進費、乳幼児育成指導事業講師謝礼金について、田中裕二委員に質疑を許します。

田中委員

192ページ、乳幼児育成指導事業講師謝礼金について、お尋ねをいたします。この乳幼児育成指導事業講師謝礼金は、発達障がいの巡回相談事業のことだと思いますが、この巡回相談事業の目的と概要についてお尋ねをいたします。

健康・スポーツ課長

巡回相談の目的でございますが、保育所、幼稚園を巡回訪問し、発達が気になる子ども等を早期に発見し、支援することで子どもの健やかな成長と保護者の育児不安と負担の軽減を図ることを目的としております。健康診査事業、これは1歳半健診や3歳児健診等と連携いたしまして、臨床心理士または特別支援教育士と保健師が保育所、幼稚園を訪問し、発達等が気になる子どもにつきまして、園での生活を実際に見た上で、保護者、保育士、幼稚園教諭に専門的なアドバイスを行うものでございます。

田中委員

それでは巡回相談の実施回数について、お尋ねをいたします。

健康・スポーツ課長

平成24年度の実績でございますが、42園を対象に前期と後期とあわせまして、計87回、巡回をいたしております。対象児を3歳から5歳児としておりまして、平成24年度の園児数は3,089人でございまして、各園1回から3回実施をしております。

田中委員

この巡回相談を実施されて、発達が気になる子どもさんたちを発見するという目的でされるわけですが、この巡回相談の流れ、これがどのようにになっているのか、お尋ねをいたします。

健康・スポーツ課長

各園から気になるお子様について報告がございますので、まず臨床心理士、特別支援教育士、保健師で午前中にクラスごとの保育の中でのお子さんの状況を把握し、午後からカンファレンスを行っております。

田中委員

この実施結果について説明をお願いいたします。何%ぐらいの児童が、発達が気になるという表現がいいんでしょうか、というふうに診断をされたのか、お尋ねをいたします。

健康・スポーツ課長

平成24年度に臨床心理士や特別支援教育士が保育士等にアドバイスを行った数でございま

すが、1,149人となっております。年齢別には3歳未満児が89人、3歳児356人、4歳児395人、5歳児が308人となっております。その後、個別相談を案内した児童数でございますが、183人ございまして、その中の個別相談数は実人数で93人となっております。3歳から5歳児が全体数としますと、平成24年度の園児数は先ほど言いました3,089人でございますので、これを個別相談数で割りますと約5.9%となっております。

田中委員

今のご答弁、ちょっとお尋ねをしたいんですが、アドバイスを行った数が1,149人というご答弁でございましたが、この1,149人の方が、発達が気になるという数でしょうか。

健康・スポーツ課長

ただいま1,149人でございますが、これは園の方から上がってきた、園の保育士や先生方が非常に気になる子どもたちとして上がってきた数でございます。その中で結果的に臨床心理士の先生方が見られて個別相談をしたほうが良いであろうということを、個別相談をする前の子でございますが、児童数としましては183人というふうになっております。

田中委員

1,149人の子どもさん達は園のほうからちょっと気になるねと、そして、専門の方が巡回相談をされて個別相談を案内した児童数は183人ということでございました。で、この183人の方が、発達が気になると言いますか、そういう疑いがあるというふうな数になるんですか。

健康・スポーツ課長

発達障がい児ということではございませんが、特に臨床心理士の先生方からするとこの子どもたちについては、もうちょっとフォローをしたほうがよいのではないかとということで、個別相談のほうに親御さんや保護者や先生方とそういった子ども達にもう一度アドバイスをしたほうがよくだらうという方々が183人ということになります。

田中委員

最後にご答弁されたのが、平成24年度の園児数3,089人の内の個別相談をされた180、個別相談数を、5.9%というのはこの183人の方の割合ですかね、それともその後の93人の割合でしょうか。

健康・スポーツ課長

183人。全体数としましては3,089人ございまして、そのうちの183人の割合が5.9%となります。

田中委員

わかりました。ということは、さっき5.9%の児童生徒がちょっと気になるという数になるかと思いますが、全国的にはもっと平均では高い数が、5歳児健診を実施されているところでは高い数が上がっています。10%とか20%近い数というふうにも言われておりますので、5.9%ということは、飯塚市は健全な児童が多いということになればいいんですけども、そうでないかもしれませんし、これはともかくとして、この183人の児童生徒が気になる、その中で個別指導に至った人数が93人と。ですね。この93人の子どもさん達の相談後の対応、状況についてどのようになっているのか、お尋ねいたします。

健康・スポーツ課長

93人の子ども達のその後の内訳でございますが、療育関係施設への照会が10名、就学支援17名、継続フォロー、これは見守りでございますが30名、その他のアドバイス等が36名となっております。残りの90名の方につきましては、個別相談へつながっておりません。なお個別相談を案内しましたが、相談につながらなかった90名でございますが、この方たちは日程の調整がつかなかったケースや、保護者の理解が得られないケース等がございまして、

引き続き経過を把握することとしております。個別相談につながらなかった年長児23人については、入学前に学校教育課へ情報提供をいたしております。

田中委員

90名の方が個別相談へつながらなかったということでございますので、何とか個別相談につながるような取り組みを引き続きお願いをしたいと思います。学校教育課との連携は図られているという認識でよろしいでしょうか。

健康・スポーツ課長

就学後の児童がスムーズに学校生活が送れますよう巡回相談の内容を学校に引き継ぐこと等に努めております。

田中委員

発達障がいとは、以前、一般質問等で再三質問させていただきましたけれども、早期発見、早期治療が重要だとそのように訴えさせていただきました。そのためにも、この巡回相談事業の重要性は高いと、このように思っております。発見率が意外と、発見率と言いますかね、今後のフォローが必要な児童が少ないのかなという印象を、先ほども言いましたように持っております。それと保護者の理解は得られずに個別指導につながらないというのも大変気になっております。これ、質問の際にも言わせていただきましたけれども、なかなか先に進まないのが、保護者の方の理解が得られないというのが大きなネックになっております。今後ともその辺の理解が得られるように努力をしていただきまして、努力していただきたいということと貴重な情報を的確に小学校につなげていただくようお願いをいたしまして、この質問を終わります。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

江口委員

決算書の188ページ、扶助費の中の住宅扶助費、9億8千万円の中の方でお聞きいたします。住宅扶助、公営住宅については保護費から天引きという作業になるかと思いますが、民間の住宅についてはどのようになっておられますか。

保護第1課長

民間の住宅費につきましては、こちらのほうから払って、保護者のほうから払っていただくというふうな形をとっております。

江口委員

前もどこかでお話をしたかと思うんですが、民間の住宅の中には生活保護の方には貸したくないと。なぜなら、取りっぱぐれがあるかもしれないんだというお話が、民間の大家さんなり、不動産業者の方から聞いたことがございます。で、この部分が天引きになれば、ある意味保護者の方々にとっても手数料が減る分がございまして。また、住宅を供給する側の方々にしてみれば、きちんとその部分が確保されることとなりますので、そのお話をしたときに不動産業者の方に、じゃあそれを行政のほうで対応するときに、多少その事務費的な部分を引くこととかもできますかと言ったら、それはできるというお話もございました。やり方はどうなるにしても、そういった部分をぜひ考えていただきたい。現実にはこれは他でやっておられるところがございまして。どうでしょう。

保護第1課長

現在やっている自治体もあるかと認識しております。

江口委員

であるならば、生活保護者のほうも、例えば手元にあつたらつい使ってしまうこともあり得ます。そういったことを考えると制度を変えたほうがいいのかと思っておりますので、その点検討してください。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、第3款 民生費、及び第4款 衛生費についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 14:25

再 開 14:35

委員会を再開いたします。

第5款 労働費、第6款 農林水産業費及び第7款 商工費、204ページから224ページまでの質疑を許します。質疑事項一覧表に記載されています210ページ、農業振興費、有害鳥獣駆除対策補助金について、兼本委員の質疑を許します。

兼本委員

これはしっかり決算書に基づいて質問させていただきます。この有害鳥獣駆除対策事業費補助金でございますが、現在、有害鳥獣の数が全国的にも増加していて本当に苦慮してあるというのが新聞報道、テレビでもいつもあっております。その要因として、猟師の絶対数が減っているということで、ということは高齢化に伴って絶対数が減っているということでございます。ということで、後継者を育てないかと。ある行政では、職員に全部免許を取らせるというような所もあります。新聞で読みました。そういうことになると、もう職員が行政で何をやるのか、駆除に走るのか、自分で仕事を取るのかということで大変なことになろうかと思いますが、絶対数が足りないと。後継者を育てなければいけないということで、全国的な問題になっただけですけど。この免許取得の諸費用が非常に高いというような話を聞きますけど、大体どのくらいになっているのか、お示してください。

農林振興課長

狩猟免許の取得につきましては、銃とわなの2種類の免許がございます。その経費につきましても少し差がございます。その経費の内訳でございますが、狩猟免許申請手数料が5,200円、狩猟者登録手数料が1,800円、講習会受講料が4,500円、狩猟税が、銃が16,500円、わなが8,200円、猟友会の年会費が10,000円、ハンター保険が最高で10,000円に診断書料ということでございます。あわせまして、銃免許につきましては53,000円、それからわなの免許につきましては44,700円でございます。

兼本委員

ぜひ猟の資格を取ってくださいと、後継者がおらんから資格を取ってくださいとお願いせないかん立場のところで、いま取ったら銃の免許は53,000円、わなの免許は44,700円。取ってください、お願いしますと言いながら、これだけの負担がかかるということですね。反面、その絶対数が不足しているので、後継者を育てないといかん。とにかくこう、そのところが、非常にその矛盾したようなことになっているわけですね。こういうふうなことで本当に後継者が育つかなというふうにも考えるわけですけど、この問題は、この地方自治体だけで考えるんじゃなくて、国のほうでやっぱり本当は考えていただいて、そういうふうな予算措置を講じてもらわないかんというふうに思っておりますけど。本市においては免許取得のために何らかの補助制度はあると思いますけど、どういう補助があるのか。また今の現状を踏まえて、この補助金をふやそうというようなお考えがあるのか。その点、補助金と、補助金をふやそうというお考えがあるのか、その2つをお尋ねいたします。

農林振興課長

市の補助金といたしましては、諸経費といたしまして5千円、それから保険料の2分の1で

5千円を上限に最高10,000円を補助いたしております。それから新たな補助制度ということでございますが、県から2分の1の補助を受けまして診断書料と講習会費につきまして9,500円を上限に補助したいということで、12月の補正でお願いしたいというふうに考えております。

兼本委員

ぜひ後継者を育てるという1つの大きな目的のためには、国にもお願いをしなければなりませんけど、市のほうとしても、やはり何らかの形で補助しながら、猟師を1人でも多く補助してもらえないかん。昔の飯塚会館から、それから九工大の裏の所にイノシシがよく出るらしいんですよ。聞きましたら、正月にイノシシが出て、付近の住民からイノシシが出ておるから何とかせえと言われて、職員が行ってイノシシをとったと。職員はイノシシをとるために勤めよるわけじゃないわけですよ。それがやっぱりそういう形の中で市民からそういうふうな苦情が出れば、職員は飛んで行ってそのイノシシを、それもイノシシを殺さないかんわけですからね。だから、非常にやっぱりこの有害鳥獣に対応している農林振興課の職員としては、非常に苦しい立場にあるやろうと思うんですよ。だから、そういう面ではやっぱり猟師を1人でも多く育てて、そしてその駆除に走らないかんと。ましてや、九工大の所では何年か前の新聞に載っておりましたけど、そのイノシシに餌付けをしようというような、本当にふとどきな、我々から言うとふとどきな人がおるなというような形で思っておりますけどね。いま本市はイノシシのしっぽを持って行ったらいくら補助ということになっておりますけど、いま1匹当たりどのくらい補助をしているんですかね。

農林振興課長

1頭7千円でございます。

兼本委員

この分については、国のほうでは補助をもう少し上げろといった形で7千円プラス何ぼという形があるかと思っておりますが、それはどうなっていますか。

農林振興課長

現在、国のほうとしては、この市の補助とは別に国のほうの事業として1頭8千円を上限に補助をするようになっております。ただし、これは平成25年度からでございます。

兼本委員

そういうことで、1頭とって、そして平成25年度が7千円と8千円ですから15,000円。イノシシをとったら、必ず殺して食べる人は食べるし、食べない人は焼却場に持って行って燃やさないかんという形で、必ずとどめを刺して持って行かないかんということですからね。やはり、このとる人も15,000円で本当に採算が合うかどうかというのもありますし、全国農業新聞を見ますと、群馬県ではイノシシじゃないですけどニホンジカの捕獲業務を警備会社に一括で委託すると。このような全国的なところで、大手の警備保障会社も捕獲わなの作動を自動通報する鳥獣わな監視装置の販売を始めたとかいう形の中で、もう猟師さんだけではなくして、そういうふうな警備会社にまで委託しようかというふうにならないと、いま飯塚の場合はイノシシとシカですけど、サルはあんまりないらしいけど、サルもちょっとおるらしいですけど、いろいろ見ていると、これにサルが出たり、いろんなものが出て、そして農家の人たちが一所懸命つくったところを荒らす。で、高齢者の人たちはそれがあからもうやめたということでやめると、今度はそこが耕作放棄地になる。耕作放棄地になると今度は次の畑のところまで、田んぼのところまでイノシシやらが出てきて、だんだんだんだんもう結局、耕作放棄地が増えるというような、何となくそのどんだんだんイノシシやらシカで、人間が脅かされるような事態になってきているというのがいま現状なんですよ。だからもうこの有害鳥獣については、本当に真剣に市としても取り組んでやっていかんと、若い人たちだったら自分たちで

何とか電気の網を張ったりなんかするけど、それももう国の補助とか、市の補助とかというのは、大きな距離でないと電気の網を張れないというところがありますので、非常に苦慮しているというのが現状です。だからそのところを、これはもう国のほうにもぜひ要望して、これに本当に真剣に取り組んでいただかないかんといいところもありますし、この農業振興という意味では、有害鳥獣対策以外にも市でやっぱり耕作放棄地をなくすとか、それからいろんなもので、今度は減反制度というのを見直すとかいい話も出ていますよね。だから農業振興というのが、農業行政というのがここ何年間で大幅に変わるんじゃないかなというふうに見ておるわけですけど、農業振興費として、この有害鳥獣以外にも市単独の補助制度があるのか、あればどういふものがあるか、お示してください。

農林振興課長

市単独の補助制度といたしまして、農業振興対策補助金と転作等推進補助金の2つの補助制度がございます。まず、農業振興対策補助金でございますが、農業振興対策として各生産者の部会の活動補助として交付をしているものでございます。次に、転作等推進費補助金につきましては、国の行っております経営所得安定対策、今お話のありました転作に関わるものですが、この生産調整の達成で交付金が支払われます。この生産調整、すなわち減反を確実に実施するよう転作が推進されておりますが、本市としてもこの現行の国の制度を確実に実施するため、転作によりまして農業振興を図るために補助をしているものでございます。

兼本委員

農業振興対策補助金ですけどね、これは、年度はちょっと私も忘れたんですけど、筑穂牛をブランド化するために、予算措置をしたというのがあったと思いますけど、これは何年度やったですかね。平成25年かな、何年度やったですかね、どのくらい予算つけたんですかね。

農林振興課長

平成24年度から3年間の予定でございます。

兼本委員

この筑穂牛は一般質問でも、いろんな福岡のところでも販売ルートを確認したというような答弁が、確かどなたかの一般質問であったかと思っておりますけど、もう1度ちょっと教えてください。

農林振興課長

失礼いたしました、先ほど平成24年度と申し上げましたが、平成25年度の間違いでございました。大変失礼いたしました。筑穂牛に対する支援といたしましては、市外への販路拡大ということで、福岡市で20店舗を超える居酒屋を経営されております業者と本年に取引が成立しております。

兼本委員

平成25年度ですか。25年ですけどね、一応筑穂牛を当市のブランド牛として広く販売し、もって肥育農家の安定した経営を図るための予算措置であったのではなかろうかと思っております。行政も販売に向け店舗開拓で努力しているというのは、大いに評価できるところでございますけど、しかし、肥育農家にとっては現在、政府において交渉中のTPP問題等々がございまして、食肉の自由化とかすれば、さらなるその肥育農家はもうなくなるんじゃないかという危機感もあるわけですよ。農業振興という意味では、イノシシを殺してそれを肉にして売るといふような1つのものも、いろんなところでやっておるようですけどね、しかしやっぱりイノシシよりも筑穂牛をブランドとして、名物として売ったほうが聞こえもいいし、だからそう意味では、さらなる助成も必要だといふふうに思いますし、耕作放棄地が有害鳥獣被害など農家を取り巻く環境が、本当にいま言ったように、非常に厳しい状況でありますし、生産調整もだんだん年度ごとになくなってくるといいますと、その転作農家等に対する補助制度も

だんだんなくしてくるということですから、それに代わる何らかの措置は国も予算措置は当然するやろうと思いますけどね、しかし行政としてもそうなったときにはどうするかということ、やはり早め早めに検討していかなければ、国が出たからという形で、行政もそれを追隨してこうやりますよということじゃあ、なかなか大変だろうと思うんですね。そういうことで市単独の補助制度を、ぜひ拡大して、受給率の拡充やら、そういうものをせないかんし、そして大きな筑穂牛というブランド化を、やっぱり全国的にやろうというふうな形であれば、それを大いに盛りあげてもいいかなと思いますけど、その市単独の補助制度を拡大する必要があると思いますが、どのようにお考えですか。

農林振興課長

ご指摘をされておりますとおり、国や県におきましては多くの施策が今日まで講じられてきております。それでも残念ながら、なお農業を取り巻く状況につきましては厳しい状況がございます。このようなことから本年6月に政府によりまして日本最高戦略の中で攻めの農業戦略が新たに掲げられております。この戦略に基づく新たな具体的施策が今後示されてくると思われれます。また、ご指摘されましたTPPの対応でも新たな対策が示されるというふうに考えております。当然、本市としても農業振興に向けて新たな政策あるいは予算措置が必要であるというふうに考えますが、これらの施策が、政府の具体的施策が今日まだ全く出てきておりませんので、もう少し状況を見ながら、本市としての施策を検討してまいりたいというふうに考えております。

兼本委員

全体的な農業振興に関する大きなことは、やはりそういうことになるかもしれませんが、いろんな意味での、いま当面扱っている問題等々については、大きくやらないかと。それからこの農業新聞の中に1つあったんですけど、耕作放棄を防止するために荒れ地に牛を放牧したら、農地が再生するというのがあるんですね。これは乳牛とかそういうものでも構わないのではなからうかと思うんですけど、そういう形の中で耕作放棄、これ山口県防府市がやっとなるわけですけど、そういう形の中で耕作放棄を防止するために水田を電気牧柵で囲み牛を放牧して、そうすると農地が再生したというようなこともあります。あなたに後であげますけどね。そういう形のものもありますし、耕作放棄を防止するためには、ただ農業後継者を育てないかんというような、それだけの方法で走るじゃなくて、いろんな方法論があるようでございます。だからそういうものも検討していただきたいと思うし、ひとつ提案ですけど、農協は筑穂牛を使ったカレーを開発して、販売促進をやっているのはご存知だろうと思うんです。当初、観光という形の中で行政はやっとなるわけですけど、名物として、長崎街道、シュガーロードというように形で、甘いものとかそういうものには、お菓子は有名ですけど、この筑穂牛を使ったカレーというのがどの程度販売が促進されているのかわかりませんが、土産としてね。だからこういうものを、当市を訪問された方々の新しい観光資源として、土産品として広くアピールするのも1つの方法であろうと思うし、観光協会などの関係機関にも働きかけて、補助金だけやなくて、こういう面からも応援しながら農業振興を支えるというようなものもひとつ大事なことであるし、ブランド牛を育てるということであれば、まず自分の足元から固めていく必要があると思いますので、そういうこともぜひ担当課としては、イノシシを殺すのも大変でしょうけど、そういう形のものもひとつぜひ頑張っていたいただきたいということを要望して終わります。

委員長

次に、同じく210ページ、有害鳥獣駆除対策事業費補助金について、永末委員の質疑を許します。

永末委員

同じく210ページの農業振興費、有害鳥獣駆除対策事業費補助金についてお聞きします。兼本委員のほうからかなり詳細に質問があっておりまして、私がお尋ねしたかった部分と若干重なる部分がございますので、そのあたり割愛して聞きたいところだけ聞いていこうと思います。まず、この補助金額ですけれども、平成24年決算で760万7,550円の決算になっていますけれども、この補助金の対象になる、確か1頭当たり7千円の補助が出ることになっておられると思うんですけれども、その確認方法としては確か尾の提出を求めるという形だと思うんですけれども、この補助金の対象となる期間はようになっておりますでしょうか。

農林振興課長

対象期間といたしましては、銃器につきましては4月16日から6月16日及び7月1日から10月31日の期間、それから箱罟につきましては、同じく4月16日から6月15日及び7月1日から10月14日の期間といたしております。

永末委員

いま銃器と箱罟のほうで期間が若干異なりましては、大体4月から、途中空きますけれども、10月にかけての狩猟に対しての補助になるかと思うんですけれども、先ほどの兼本委員の質問の中でも出てきましたけれども、今年度から国からの補助金が始まっているというふうに聞いておりますけれども、こちらの内容についてお聞きしたいと思います。この補助金の期間と、あとは1頭当たりの金額、それと同じく対象期間のほうをお願いします。

農林振興課長

補助金の額につきましては、イノシシ、シカともに1頭当たり8千円を上限ということでございます。ただし幼獣、イノシシであればウリボウですね、幼獣につきましては、1頭1,000円ということでございます。対象の期間でございますが、先ほど申し上げました市の捕獲期間に加えまして、銃器が11月1日から3月31日、箱罟につきましては10月15日から3月31日までといたしております。

永末委員

市の補助金ですと、大体4月から10月までの間ということでしたけれども、いま国が行っている部分に関しては、それに加えて11月から3月までの分もカバーされているというふうなことになるのかなと思います。先ほどの質問の中にもありましたけれども、やはり農業被害と街中にイノシシ等が現れて大変危険な状況も出てきているというふうに認識しております。やはりこういった状況ってというのは、全体的な有害鳥獣の個体数がふえているという部分もあるかと思えます。聞くところによりますと、今までは年1回しか、子どもを産まなかったようなところが、年に2回、今まで産まなかったときにも産むというふうなことが出てきておられるというふうにも聞いております。ですんで、今までは市の補助としましても、だいたい4月から10月までを補助対象期間にされておったかと思えますけれども、そういった実際の出産のタイミングの違い等も出てきておりますし、実際に猟師さんの数も減ってきているということで、やはり今まで、市の補助期間としての空白になっていた部分の期間という部分に対しても、やはりこの補助金の対応を何らかとっていただきたいと思います。国のこの補助金が今、実際に11月から3月の間、もう出ておりますけれども、だいたい1頭あたり8千円ということで、この国の補助金が切れたときというのは、丸々今の市の補助金の期間の状態ですと、なくなったときというのは、現時点は国の補助金が8千円出ますけれども、そこが全くなって結局11月から3月までの間にとった分というのは補助の対象期間にならないというふうな状況になると思いますので、そのあたり今後どのように考えられますでしょうか。

農林振興課長

国の捕獲事業の期間が3年ということで今のところ聞いております。この3年間でどれだけ捕獲効果があるかということにもよりましようが、この事業のその捕獲による効果を見

た上で現在行っておりますこの本市の対策を続けていくということになってこようかというふうに思っております。

委員長

それでは同じく110ページ、有害鳥獣対策について、上野委員の質疑を許します。

上野委員

詳細に質疑がありましたので、この項については取り下げさせていただきます。

委員長

それでは218ページ、商工業振興費、商工会事業費補助金について、上野委員の質疑を許します。

上野委員

218ページ、商工業振興費、備考で言うと219ページ、商工会事業費補助金についてお伺いをいたします。まず、この補助金の行き先、飯塚市商工会だと思っておりますが、算出の根拠についてお伺いしたいと思います。

商工観光課長

この補助金につきましては、商工業の振興を目的に飯塚市商工会が小規模事業者の経営改善及び発展を支援・促進する指導事業を行うことに対する補助金でありまして、支出先は飯塚市商工会でございます。算出基礎・根拠は、区域内の小規模事業者数に合併時の各町の基本数値を参考に按分した単価で補助金を算出しているところであります。

上野委員

算出根拠が合併時の各町の基本数値ということですので、この点については、また考え直していただく必要があるかと思いますが、この飯塚市商工会には、市役所のOBの方が事務局長として勤務をされておられました。今年退職をされたというふうにお伺いしておりますが、このことが、商工会補助金の算出について何か影響を及ぼすことがありますでしょうか。

商工観光課長

そのことによって影響を及ぼすことはございません。

上野委員

市内の小規模事業者の大部分の方は厳しい経営状態にあって、それをサポートしてある商工会については、今後も市は責任を持って継続的に積極的に支援をしていただきたいというふうに要望して終わります。

委員長

それでは同じく218ページ、商店街活性化事業について、上野委員に質疑を許します。

上野委員

すぐ終わらせます。備考で言うと219ページ、商店街活性化事業費補助金、金額としては75万2,150円と大きい金額ではないかと思うんですが、この対象者、どのようになっているのか、お聞かせください。

商工観光課長

この事業の対象者は、菰田地区の街路灯をLVD化することに伴う菰田昭和通り商業推進組合が対象となっております。

上野委員

それ以外にも商業団体の補助があると聞きますが、どこが対象補助になっておりますでしょうか。

商工観光課長

補助の対象者につきましては、旧飯塚地区におきまして、中心商店街の6地区、6商店街です。本町、東町、永楽、昭和通り、吉原町、新飯塚、それと旧穂波におけます天道商店街が補

助対象となっております。

上野委員

この補助金の対象がいわゆる商店街、中心商店街、飯塚市の6地区と、旧穂波の天道一地区だけですが、他の地区、例えば、筑穂、庄内、穎田などの商業者が地区ごとに一体となってイベント、大売り出し等などを実施した場合、この補助金の対象になるのでしょうか。

商工観光課長

この補助金の趣旨につきましては、商業の活性化が目的でございますので、質問議員言われますように、地域で一体となった大売り出し等を実施されれば当然対象となります。ただし、1回のみで終わるようなものではなく継続した取り組みを実施していただくことが求められることになっております。

上野委員

ぜひアナウンスをしていただきたいというふうに要望しておきます。

委員長

それでは同じく218ページ、企業立地促進補助金の財政効果について、上野委員に質疑を許します。

上野委員

同じく219ページ企業立地促進補助金2,933万4千円についてお伺いをいたします。補助金、今の金額を出されているわけですが、これについて財政効果、どのようにとらえられておられるのか、お聞かせください。

産学振興課長

企業立地促進補助金につきましては、指定産業の集積及び活性化並びに市民の雇用機会の拡大を図るためでございます。本市内での新たな事業展開、または事業所の増設もしくは移設の場合に、その事業者に対して補助金を交付する制度でございます。なお、その交付条件につきましては、投下固定資産3,000万円以上、かつ、新規雇用5人以上を対象とするものです。そこでお尋ねの財政効果でございますけれども、さまざまな考え方があろうかと思えます。非常に簡便な方法で恐縮でありますけれども、仮に企業立地及び雇用分補助金の最高額1億円のケースでは、新規雇用50名、一人あたり住民税月額1万円と仮定いたしますと、17年弱の雇用で計算上はつり合うこととなります。また、最低限の補助要件に該当のケースでは60万円の補助金となります。新規雇用5名で、一人あたり住民税が月額1万円、年税額60万円と仮定いたしますと、補助金60万円は1年分の住民税で相殺され、翌年以降は住民税の収入超過という状況になろうかと思えます。いずれにいたしましても、仮のケースでございますが、金額的に効果をはかってみたとところでございますが、少なくとも本事業の本旨である雇用の拡大という目的は達成できているのではないかと考えております。なお、法人・固定資産税収入あるいは新規雇用者の消費支出への影響額などについては、算定例としてお示しできておりませんが、その点をお示しできれば、本事業はさらに効果があると断言できるのではないかと考えております。

上野委員

ありがとうございます。この2,933万4千円は飯塚市の単費でしょうか。

産学振興課長

委員が言われるとおり、市の単費でございます。

上野委員

ハードルが非常に高いと思うんですよ。投下固定資産が3,000万円以上、かつ、新規雇用5人以上というものであれば、中小企業ちょっと使いにくいんじゃないかなと思うんですが、もう少し使いやすいものに変えていただけませんか。

産学振興課長

この事業の要件を緩和することといたしまして、例えば1名雇用でも対象とした場合につきましては、それでも社会保険料等の法定福利費を含めて、一人当たり500万円から1,000万円の人件費が必要となろうかと思えます。地域零細事業者にとりましては、この場合でもハードルが高いのではと考えております。また、この事業は指定産業の集積及び雇用を目的とするものでございますので、本企業立地促進補助金等を使いやすくするというよりも、まずは地道な経営改善、商品開発、販路拡大などの観点から地域中小事業者支援に努めてまいりたいと考えております。

上野委員

これはあくまでも3,000万円以上投下した企業さんについてということになると、今おっしゃられた地域の中小零細事業者支援については、先ほどご質問をさせていただいた商工会の役割というのは非常に大きなものになってくると思うんです。単費で出されているんですから、この運用は柔軟に変えられるはずです。大きく強い企業さんと呼んで雇用を安定させるということも必要でしょうけども、地元の中小零細企業に対しても優しく愛のある施策を講じていただきたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

委員長

それでは222ページ、商工業振興費、長崎街道開通400年記念事業費について、兼本委員に質疑を許します。

兼本委員

長崎街道の268万8千円ですか、の決算の金額が上がっておりますが、関連予算として、そのほかにどのようなものがあるのか、お尋ねいたします。

商工観光課長

長崎街道400年記念事業費負担金268万8千円につきましては、中心市街地活性化基本計画に基づく商業の活性化事業の一環として、国土交通省の社会資本整備総合交付金を活用しまして、昨年宿場まつりから名称を変更して実施しました筑前の国飯塚街道まつり事業費の一部負担として、同協賛会に交付したものでございます。その他の関連としましては、400年関連予算としましては、決算書205ページの中段に、緊急雇用創出事業費がございまして、その中に長崎街道400年記念事業委託料496万9,650円がございまして、この委託事業につきましては、緊急雇用創出事業を活用しまして、昨年9月23日に、嘉穂劇場におきまして筑前六宿のつながりでございます北九州市、筑紫野市を含めた3市町ご出席のもと、飯塚宿にゆかりのあるジャーナリスト木村太郎氏を講師としてお招きし、記念フォーラムを開催するとともに、長崎街道ウォーキングマップの作成、長崎街道案内看板の設置などを行ったものであります。

兼本委員

相対的な予算としては750万円ほど、概算で750万円ほど、かかっておるわけですけど、この記念事業については、多くの関連事業が行われたと思えますが、主な事業はどのようなものがあつたのかお示してください。

商工観光課長

400年記念関連事業につきましては、広報啓発の23事業、主催、共催の23事業及び連携事業としまして29事業、全体で75事業が実施されております。主催、共催事業の主なものとしましては、先ほど述べました400年の記念フォーラム、街道まつりをはじめ、飯塚今昔展、長崎街道展、飯塚宿歴史探訪展、及びまち歩き映画「ふるさとがえり」の上映会、飯塚子ども街道内野宿ツアーなどがございまして、また連携事業の主なものとしましては、JR九州ウォーキングや吉本爆笑ライブ初恋タロー祭り、筑豊グルメフェスティバルやスウィーツフェ

スティバル、飯塚山笠集団山見せわっしょい祭りや嘉穂劇場で開催されました花の都の西・東。あと、まちコンやバルウォーク、飯塚宿の「象の日・白象行進」や内野宿の秋の収穫祭など多くの関連事業がございます。

兼本委員

この長崎街道400周年ということで、昨年はもう大々的に旗等とのぼりをあげてやられました。本当に長崎から北九州までの間の、この長崎街道が飯塚の中でどういうものかというようなものの、認知度も若干上がったことではなかろうかと思いますが、この400周年記念事業の効果についてどのように分析しているのか、お示してください。

商工観光課長

事業効果につきましては、各種イベント等に20万人以上の方が参加されておりまして、非常にまちのにぎわいを創出できたこと、また多くの長崎街道400年関連事業を通じまして、市民の方々を初め多くの方に飯塚の歴史を知っていただける機会をつくれたこと。さらには各種まちづくり団体等と連携を図った事業でございましたので、そういう連携が深まったことなどがございます。

兼本委員

イベント等に20万人以上の方が参加されたということですので、経済効果等を考えれば相当の効果があつたのではなかろうかというふうに推測されます。昨年は、本当に長崎街道400周年記念ということで、いま言われるように事業としては75の事業が展開されたということですが、ところが、年が明けまして今年になりますと、この長崎街道400年という言葉がピタッとなくなったわけですね。で、ことしは何をやるかということと来年のNHKの大河ドラマの軍師官兵衛の放映に向けた官兵衛ゆかりの地のPRということで、その長崎街道を、まあ黒田官兵衛も若干関係はあるでしょうけど、しかし去年はもうあれだけのぼり旗たてて、長崎街道400周年、400周年と言って皆さんが言いよつたのが、1年ポツと明ますともう400周年というのはどこか忘れてしまって、とにかく継続性という意味で、観光行政というのはやっぱり継続性がないと、継続性がないとその場その場の場渡りで観光というようなことはないと思うんです。やっぱり最初は認知がなくても、それを継続することによって市民の皆さんから、それからよその市外の皆さんから認知していただいて、観光の名所で、長崎街道というようなものもどうなっているのかということについてもいろんな、まあまあ、後でまたもう1つ聞きますけど、継続性という意味で不十分ではないかと私は思うわけですが、担当課としてはどのように考えますか。

商工観光課長

質問委員が言われますとおり、本市では現在、県の軍師官兵衛福岡プロジェクトに参画しまして、また飯塚プロジェクトも立ち上げまして官兵衛ゆかりの地として各種PR活動を行っているところでございます。黒田官兵衛につきましては、長崎街道との縁も深く、長崎街道や内野宿の整備についても提案したのは黒田官兵衛と言われております。飯塚宿の太養院にも滞在したという記録も残っております。こうしたことから、昨年の長崎街道400年記念との関連についても、今後紹介しながら官兵衛ゆかりの地、あわせてPRを行っていきたいと思っております。

兼本委員

まず、筑前六宿として関連する北九州市と筑紫野市と連携した動きがありましたよね。この動きがどうなっているのか。それから、飯塚市と関係、飯塚市の出身やったか、聞きましたけど、木村太郎氏の講演を受けた後のPR活動はどうなってんのかということ。それからあなた今、言われるように黒田官兵衛が長崎街道をしたと言うけど、それは言うだけであつたれも知らないことなんですよ。そういうこともやっぱりこうある程度PRしてやっていかないと

いけないということになると長崎街道というのでも出てくるわけですよ。聞きますともう今、その商工課の職員さんが、もうほんとに観光行政に向けてPRをどんどんどんどんやっている。福岡に行き、田川に行き、どこに行きということで、皆さん、市民のそういうところに関連している方に聞くと、飯塚市のあの方は、PRのどこかよそに観光協会か何かに出向させてやったらいいことないですかと言うような方が頑張っただけやられようと。また、黒田官兵衛の話になると、非常に1時間も2時間もつかまえて離されんというような方もおると、いろんな意味で観光行政にがんばられよる方はおるにはおるんですけど、しかし、もう職員が観光行政を進めろうというのにも限度があると思うんです。だから、その後は観光を売り物にするにはどうするのかということは今からも、今からではなく、既に考えとかないといかんとですけどね、伊藤伝右衛門邸にしても、どこにしてもそうですけど、その場その場で、例えば、雛祭りがあれば雛祭り、その時その時じゃなくて、やっぱり一連にした飯塚のお祭りとして、飯塚の名所、観光として、そういうのを育てるとすれば、ある程度のノウハウを持った方がやっぱり主体性をもって、こうやっていかないかんということになってくると思うんですよね。千鳥屋の社長は石か何かについては、非常に詳しいけど、そこんところは行かないと思いますけどね、他のね、やっぱりそういう観光行政にすばらしい人をあとで観光協会のほうにも、質問出している、それにかからめて質問しているわけですけど、そういうふうなところもあるかと思うんですね。だから行政として、行政が表に立って、そのいろんな企画を練ると言うても、商売人じゃないとやからね、なかなか難しいと思うんです。そこんところを今後今から先、飯塚市を観光都市、いろんな飯塚市は呼び名があるわけですね。学園都市や健幸都市、何かいろいろその場その場が出てくるわけですけど、観光都市飯塚として推進するとするならばね、どのように考えるのか、その点を最後にお示しください。

商工観光課長

最初にございました筑前六宿のつながりとしまして、北九州市、筑紫野市がございました。現在も連携を図っておりまして、各市で行われるイベントでの相互交流、また各種情報交換をはじめとしまして、筑前六宿のマップだとかガイドブック、そういうものを作っております。また、各宿場のイベント、PRを行うポスターを作成するなどして、継続した取り組みを行っているところでございます。木村太郎さんにつきましては、その後特別なPRということは行っておりませんが、木村氏と飯塚宿のゆかりの地については、今後もいろんな機会を通じてPRを行っていきたいと思っております。また、名称等の継続したPRということでございます。重要なことは認識しております。旧伊藤邸や嘉穂劇場、長崎街道などの主要施設、主な観光施設や山笠とか花火大会、街道まつり、雛のまつり、そういうもののイベント行事などについてもそれとスイーツやご当地グルメ等を含めまして観光ポータルサイト等を通じまして機会あるごとにPRを行っておるところでございます。しかしながら、各種メディア等にとり上げていただくために、いろいろなブームとかはやりとかなどに合わせた取材対応なども出てきております。新しい情報等をいち早くキャッチしてタイムリーに対応していくことも必要になりますことから、そうした面では場当たりの対応というのでも出てまいります。観光のまちづくりにつきましては、当然のことながら行政のみで行えるものではございません。市民の方々をはじめ、民間やまちづくり団体などの協力もあってはじめて成り立つものでございますので、相互の情報交換、連携等をさらに密にしながら、継続性と柔軟な対応性を持って観光振興に努めてまいりたいと考えております。

兼本委員

この観光行政を進めるのは、大きな投資を払っても、それだけの効果のある方もたくさんおられるわけですよ。だから、ちまちまとね百万、二百万とかね、二百万、三百万をちまちま何回も払うよりも大きな投資をポンとして、それだけの継続性を持った効果を持ってくれるよう

な方もおられるわけですからね。すでにあなたたちご存知の人もおられるわけやから、そういう人たちとも連携をとりながらね、そして予算要求をするためにはこういうことやったらこういう効果が出るんですよ、ということを出なかったら私は腹切りますよ、ぐらいの気持ちでやって1つの観光行政を本当にね、やろうと思えば、それぐらいの腹づもりでやっていただかないと、観光行政、観光行政というのは、非常に難しいんですよ。だから、そののところを一つ大変でしょうけど頑張ってください。以上です。

委員長

同じく222ページ、観光費、観光振興費について、田中裕二委員に質疑を許します。

田中委員

222ページ、観光振興費について質問いたします。いま兼本委員が質問されましたので、重複する点があるかと思いますが、割愛しながら質問させていただきたいと思います。この観光振興費、2,029万7千円くらいあります。これを含めまして観光費全体で1億2千9百数十万円の金額が出されておりますけれども、観光振興基本計画では新しい観光の展開といたしまして、自動車利用による移動の自由度が広がり、重要な観光地、すなわち点の観光からそれぞれを結ぶ線の観光へ、さらには移動途中にある観光スポットに立ち寄るなどの面の観光へと変化しており、観光の周遊化が進んでいると、このような記載がございます。本市の観光振興を進める上で、点から線、線から面の観光に対する考え方、どのようなものなのか、お尋ねをいたします。

商工観光課長

点の観光につきましては、各主要な観光施設やエリアのハード面の整備、あるいは受け入れ体制、イベントなどのソフト面の整備のことと考えております。また、線の観光につきましては、各主要な観光施設をめぐるための観光ルートや観光ツアーの造成、交通手段や誘導、案内標識の整備などが挙げられると思います。また、面の観光につきましては、地域一帯が観光地としておもてなしの心で観光客を受け入れ、例えばどこのお店に入っても気持ちよく対応し、飯塚に来てよかったと思ってもらえるような地域になることかなと考えております。

田中委員

いま点、線、面という考え方をお示しいただきましたが、それでは点から線、線から面の観光に対する取り組み、どのようになっているのか、お尋ねいたします。

商工観光課長

それぞれの主要な観光施設では、観光客を受け入れるための一定の施設の維持管理やイベントなどを開催し誘客に励んでおりますが、それを線や面としてつなげた取り組みの例としましては、昨年、長崎街道開通400年記念を迎えまして、宿場まつりから筑前の国飯塚街道祭りとして改名しまして実施した事業が挙げられます。これは、これまで中心市街地の飯塚宿のみの祭りとして実施してございましたけれども、合併をしたことによりまして、内野宿を含めた長崎街道全体の取り組みとして400年記念事業として、さまざまな関連イベントとあわせて実施したものでありまして、地域的な広がりを進めた事業の1つでございます。また、雛のまつりにつきましても、旧伊藤邸だけでなく歴史資料館やコマ資料館、嘉穂劇場や麻生大浦荘、飯塚信用金庫などを含む各中心商店街や天道商店街、内野宿や旧松木醤油屋、庄内ハーモニーなど、19カ所で開催されるようになり飯塚市全体が雛のまつりでにぎわうイベントとなっております。そうした事例が挙げられます。

田中委員

今の長崎街道400周年記念の祭り、また雛のまつりということを挙げられましたが、これは先ほど兼本委員からありましたように、そのときそのときのことであって、それがずっと通年を通して雛のまつりがあるかということそうじゃないですし、400周年もう終わって

しまえばもうないと、黒田官兵衛の話も出ておりました。このブームがさればそれもなくなくなる。そうではなくてやっぱり、通年を通して観光ができるような取り組みというのは必要だと思っておりますが、今後の取り組み、どのように考えてあるのかお尋ねいたします。

商工観光課長

今年実施しました観光客のアンケートでは、公共交通機関が不便、駐車場が不便、観光サインがわかりにくい、観光パンフレットを入手しにくいなどの意見が出され、企業団体アンケートでは改善すべき点として新規開拓も含めた観光地の充実、観光コースの充実確立、地域のイベントと連動した取り組み、特産品の販売、スイーツ、ホルモン等でございます。あとは新規開発などの回答が上がっております。まだまだ、観光振興を進めていく上で課題はたくさんございますが、新たな取り組みの1つといたしまして、本年観光協会と連携をしまして、新観光ルートとしての6つのコースを開発し、「いいね！飯塚」というキャッチフレーズで10月6日に天神の三越ライオン広場前でPRを行っております。また、JRなどで本市を訪れた観光客が効果的に複数の観光施設を周遊できるよう、タクシー協会等と連携しまして、観光タクシーの取り組みも、ことしの全国高等学校体育大会、男子バレーボール競技大会の開催を機にはじめたところでございます。ご当地グルメでは、飯塚伝説ホルモン促進会が新たなホルホル丼を開発しまして、先日嘉穂劇場では飯塚のホルホル丼と嘉麻市の釜飯をコラボして新たなご当地グルメ、ホル釜飯を開発しました。官兵衛プロジェクトでは福岡官兵衛君のキャラクターロゴを活用しまして、商品販売も行う店も出てきておるところでございます。ほかにも官民がさまざまな連携をしながら、飯塚、筑豊を盛り上げようと努力しているところでございます。それぞれがそれぞれの役割を認識しまして、相互に協力しながら一体となったその観光のまちづくりを進めていくことが重要であると考えております。

田中委員

黒田官兵衛の話もございますけれど、またそれと併せまして来年の春3月31日からだと思いますが、花子とアンという朝ドラが始まります。飯塚市がまた注目を集めるのではないかと考えております。しかしながら、これもそのときだけで終わってしまうことでございます。先ほど言いましたように、通年を通して観光ができるまちづくりに取り組んでいただきたいということを要望いたしまして質問を終わります。

委員長

次に、224ページ、飯塚観光協会補助金について、兼本委員に質疑を許します。

兼本委員

飯塚観光協会補助金1,586万円についてお尋ねしますが、この補助金の内訳はどのようになっているのか、ご答弁をお願いいたします。

商工観光課長

補助金の内訳としましては、観光行事に係るものとしまして、大人山笠が320万円、子ども山笠が25万円、飯塚納涼花火大会が50万円、穂波納涼花火大会が30万円、雛のまつりが240万円、大将陣まつりが65万円、九州ひな紀行目黒雅叙園出展宣伝が66万1千円、観光ボランティアガイド育成費が30万円、その他観光企画事業が65万円となっております。それに事務運営費694万9千円を加えた総額が1,586万円となっております。

兼本委員

観光協会を通した補助金ですよ、言ったらトンネルの中の受け皿としての観光協会はあるわけです。事務事業費690万円、約700万円を除いたら、あとはほとんどもう皆さんのところのあるところでトンネルですよ、これは全部。ここにもやっぱり大きなその観光協会をつくらないと補助金をやるのが難しいのかな、行政としての考え方もあるのかもわかりませんが、そここのところもひとつちょっと考えられないかなというふうにもありますし、あなた達

がつくっているこの飯塚市観光振興基本計画の中では、観光協会が担っていく役割として行政や民間、観光関連団体など多様な主体のネットワークを推進する母体であり、観光関連施設の先導的な実行組織として大きな役割を果たしていくこととなっており、具体的には観光推進体制づくりの指導、観光まちづくりの推進、観光産業の振興、観光情報の提供や収集、市内組織や広域観光ネットワークの構築、観光資源の活用と観光事業の推進がその役割として掲げられているわけですよ。ところが今先ほど、田中委員の質問の中にもありましたように、ホルモンがある、何があるという行事はありますけれどね、全部バラバラなんですよね。どっかが頭を持って、その中でひとつのネットワークの中でやっているということじゃなくして、みんなそれぞればらばらでやっているのが今現状なんです。ここに書いてある観光協会の大きな役割というのはそういうものを組織化してやるということ、ネットワークの構築等々、と私は思っているわけですけど、あなた達が見て現在の観光協会がその役割を果たしていると思いますか。どうですか。

商工観光課長

観光振興基本計画では、今質問議員が言われたとおりの観光協会が担うべき役割が記載されております。また、観光振興の推進体制における課題としまして、観光協会の機能の強化により、さらなる観光諸施策の推進が課題であるとも記載されております。観光協会の会長を除く事務局体制につきましては、平成24年度から事務局1名、営業職員1名、事務職員2名の4人体制で運営しておりますが、それに緊急雇用創出事業等を活用しながら機能強化の支援を行っているところでございます。活動状況としましては、補助金内訳でご説明しました既存イベントの運営に携わるほか、団体誘客に向けた観光ツアー造成や各種まちづくりの団体等とも新しい連携事業にも積極的に参加しているところであります。また、本年2月には筑豊のご当地アイドル、スマイルを飯塚観光PR隊に任命するなど、新たな観光PR戦略にも取り組むとともに、観光ボランティアガイドの育成及び運営の事務局を本年度から主体となって受け持つなど、本市の観光まちづくりの推進に一定の役割を果たしているものと考えております。しかしながら、自主財源等の確保も含めた自立的運営という面ではまだまだ脆弱であり、会員獲得も含め営業面の強化が課題であると考えております。現在、観光協会とも体制強化、業務改善、それぞれの役割の確認など、機能強化に向けた検討協議を進めているところでございます。

兼本委員

観光協会の事務局長さんが何年力前にお変わりになりましたよね。そのときのお変わりになるときは、この方はJTBかどこかに勤めていると。今の事務局長さんと違って飯塚市の観光に向けて絶大な力があると思いますので、見ておいてくださいというような話が確かあっておりました。今の説明の中でありました観光ツアーの造成等々には、大きな効果が今出ているんじゃないかなろうかとは思いますがね、しかし観光協会のそもそものそのあり方というのは、先ほどから言うように通年を通じた観光行政をやれということで、結局そここの主体がだれかということとはわからないわけなんですよね。だから、もうその場その場と、言葉は悪いけどその場その場と言われるような形になって、観光協会の位置が、立ち位置がその明確でないわけなんです。事業の補助金の受け皿か、先ほど言いましたように受け皿か、それとも当市の観光行政を全面的に任せているのかというようなすみ分けが明確でないというのはひとつの問題であるし、恐らく協会も明確でないためにしゃしゃり出て、市の事業を推進するのに自分がやるというふうにししゃり出ていいのか。あるいは、陰でサポートとしていくのかということがわからないんじゃないかなろうかと思うわけですね。だから、協会の立ち位置、協会というものはこうなんですよということを私はもう一度明確にする必要があると思う。だから、この基本計画の中にも書いてありますようにそういうふうにはっきりと明確にする必要があると思うわけですけど、これは山笠も昔は補助金を出すときには観光協会を通じなく出していた、確か出して

いたと思うんですね。それが何かあってから、通じて出すようになったと思う。この観光の山笠とか何とかいうようなものは飯塚のお祭りとして市民全員が認知しているわけですからね。それに対する補助制度とかいうようなもの、観光協会を通じないと出せないのか。それともほかの事業についても観光協会を通じないと出せないのか。というようなものが、花火大会にしてもそうですけどね。だからそういうようなものをもう一度、一回きちっと検討し直して、補助金を通じてやる部分は部分として、そして飯塚市の観光行政を主体的に今から担っていく部分は担っていく部分として、すみ分けというのをはっきりして、そして観光協会をどうするかということをはっきりしないとね、その観光協会が先ほど飯塚市に来たときのアンケートによるとパンフレットがどこにあるのかわからないと言っている。それは行政に言うことではないとやもんね、本当はね。これは観光協会がそのためにそういう形のパンフレットとか何とかきちっとやるような立場で、観光協会がやるわけであって、行政がパンフレットを配るような仕事をやっているわけではないわけやからね。そういうものを考えると、観光協会の存在そのものをどうするのかということやね、私は一度見直す必要がある。そういう意味の考えが私はあるわけですけど、行政としてはどう思いますか。

商工観光課長

観光振興基本計画に記載されております観光協会の役割、これは非常に理想的なものが記載されております。その役割をすべて果たすということになりますと、協会の組織体制、市の支援体制も含め根本的な見直しが必要であると思っております。質問委員が言われますとおり、協会の果たすべき役割をどこまで求めるとか、きちんと明確にする必要が、不明確な点もございます。現在、本市が置かれている観光にかかる観光環境など十分見きわめまして、協会とも十分に協議検討しながら、本市の観光振興に努めてまいりたいと考えております。

兼本委員

人がつくったような観光基本計画じゃないよ。あなた達がつくったんよ、これは。人がつくったような言い方ではだめ、もちろんあなた達がつくっていないと思えますけどね、これはコンサルを入れたんだらうと思えますけれど。でも、この中にあなた達は、観光協会はどういう立ち位置にあるべきかということや、あなた達が考えてつくった。その中で、つくれば何とか、かんとかというような、そういう答弁をいま若干、これ平成20年の3月につくったわけですから。だから、若干おかしな点が、それをどうこうは言いませんけどね。しかし、いずれにしましても、この基本計画書というのはこれはもう平成20年3月につくってあるわけですからね。あるわけですから、これが、自分たちが直接手を加えていないのか、コンサルがつくったのか知らないけど、あなた達のところの後ろのところにちゃんとここに編集、発行は飯塚市経済部商工観光課というふうになつとるわけやからね。そういうことのね、つくった一応責任があるわけですからね。そこのところをよく見直して、いま言われるようなところを、もう来年からやれとか明日からやれとか言ってもそれは無理かもわかりませんが、しかし、ずるずる延ばすんじゃなくして、早い段階でよく検討して、それはもちろんあなたたちだけじゃないでいいですよ。当然執行権を持っている市長、副市長にもぜひ、どうやってやるのかということも聞きながら、飯塚市の観光行政というところの一翼を担つとるわけですから、ひとつ頑張ってください。あなたたちが頑張っていないということは言っていないよ。よく頑張っているということは聞いておりますからね。しかし、あなたたちがやるのはもう限度があるわけですよ。公務員として、行政職の職員としてやることにはもう限度が、あとは商売人に任せないかんところもあると思うんですね。そこのところもよく検討してってください。以上です。

委員長

次に行きます。観光費のサンビレッジ茜管理費については取り下げの申し出がありましたの

で、確定いたします。次に、同じく224ページ、観光費、溪流公園ごみ収集委託料について、兼本委員の質疑を許します。

兼本委員

溪流公園のごみ収集委託料17万4,300円とわずかな金額ですけど、溪流公園というのはどこにあるか知っていますか。溪流公園。これは打ち合わせしたから大体知っているね。もう聞いたさね。溪流公園というのは、八木山からずっと下りた所なんですよ。鞍手郡と嘉穂郡の境の郡界橋という橋があった所に上がって、溪流公園というのは、昔は我々も子ども会の指導をしようときには子どもを連れて遊びに行きよった場所なんですよ。ところが、いま溪流公園がどうなっているのか、現状を知っている人がおったら、ちょっと説明してください。

商工観光課長

溪流公園ハイキングコースにつきましては、近年ゲリラ豪雨など局地的大雨の多発によりまして、崩落して通行ができない箇所が数箇所あります。安全な通行が困難な状況となっております。また山中ということで、根本的な復旧、安全確保も困難な状況となっております。

兼本委員

そのとおりですよ。重機が入らないんですよ、もう道が狭いから。急な崖やからね。溪流公園側からもとても入らない。八木山のほうから入れても、崖崩れがあって入らないと。その溪流公園が重点地区と拠点施設の設定の中に西部地区の八木山溪流公園というふうに挙がっていて、新飯塚の駅前の観光板がありますよね。あの中にも八木山溪流公園というのがあるんですよ。これは、駅から降りて観光板にあるということは飯塚市の観光の場所なんですよ。いま公共交通機関は、西鉄バスは走っていませんからね、行く人はどういうふうにして行くかわかりませんが、例えば溪流公園に行ったとしてもこれは何かということになるわけですよ。いらんこと入ろうとしてけがでもしたら大ごと。いま道路に穴が空いていて、車が通って車が損傷しただけで損害賠償請求されているような世の中ですからね。溪流公園という、公園という名称として指定されている所に人が入って行ってけがでもしたら、管理体制が悪いということになってくると思うんですよ。溪流公園の位置づけをどのようにしようとするのか。地元のいま草刈りとか何とかの委託をしている八木山地区の方がいらっしゃると思うんですよ。その辺の方たちとは何かそういうことについて協議が進んでいるのかどうか、その点どうですか。

商工観光課長

地元の関係者の方とは現地を確認しまして、対応策について協議を行ってまいりました。市としては先ほど述べましたように、崩落して通行ができない箇所が数箇所ありまして安全な通行が困難な状況となっております。また山中ということで根本的な復旧、安全確保も困難な状況であることから、利用者の生命の安全を第一に考える必要があるということで、宮若市側の郡界橋方面から溪流公園キャンプ場までの区間はこれまでとおり管理を行いますと。それより先の八木山本村まで通り抜ける高坪山登山を含めましたハイキングコースの区間については一部を廃止するというので、一応地元関係者の方と協議をいたしましてご理解を得ましたので、早急に案内板などの修正を含めまして利用者等に告知をするという段取りとしております。

兼本委員

こちらの郡界橋のほうからキャンプ場の所までは整備する。整備できる、あれ。キャンプ場の所までできるかいな。キャンプ場もできる。ちょっと答弁して。

商工観光課長

一応いま通行可能な所が、その郡界橋方面からキャンプ場までの部分につきましては通行可能です。地元の方の協力も得まして、一定の管理は行っているところがございます。きちんとした整備をどこまでやるかということについては、地元と協議をしながらではございますが、

お客さんが来て安全に使えるような状況での整備はこれからも続けてまいりたいと考えております。

兼本委員

整備をするということですので、ぜひやってください。命の危険がありますのでね、そういうところを。そして掲示板もどのようにするかと、それから新飯塚駅の前のやつについても。そういうところで、やっぱり観光の名所とこの基本計画の中に入っている、その後の大雨等々でね、やっぱりだめなところが出てくると思うんですよ。そういうところは見直しを早くやって、危険性のある所はもう地元と協議して廃止するとかね。先ほど、新しくつくるものがあればそういうものを入れるとか何とかしながらやっていくような措置を講じていかないと、溪流公園はもう自分の子どもがまだ小学校1、2年のとき連れて行きよった時代から考えたら、もう全然違う場所になっていますからね。そういう意味でひとつ溪流公園の見直し、そして掲示板、溪流公園という名称とかなっているところを早くどうかして、きちんとした対応をとってやってください。そして、キャンプ場の所まで行ける、おそらくできんと思いますからね、危なくてできんと思いますから、そこのところもひとつよく検討してね、やってみてください。終わります。

委員長

次に観光費、筑豊ハイツ管理費について、この件については取り下げの申し出がっておりますので、割愛いたします。それでは次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、第5款労働費、第6款 農林水産業費及び第7款 商工費についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 51

再 開 16 : 01

委員会を再開いたします。

第8款 土木費及び第9款 消防費、224ページから246ページまでの質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています、226ページ、土木総務費、住宅リフォーム補助金について、江口委員の質疑を許します。

江口委員

住宅リフォーム補助金についてお聞きいたします。資料のほうを出していただいております。追加の資料の分の136ページでございますが、まずこの住宅リフォーム補助金の事業の目的について、お聞かせください。

建築課長

住宅リフォームの目的といたしましては、リフォーム補助金の制度といたしましては、住環境の整備、それから景気対策の一環といたしまして実施をしたものでございます。

江口委員

平成24年度についてもかなりの工事が出ているわけですが、平成24年度の事業に関して、どのように評価をされておられますか。

建築課長

住宅リフォーム補助事業は平成23年の4月より実施したわけでございますが、平成24年度の実績といたしましては申請件数が264件、それから工事金額といたしましては2億7,867万5,403円となっております。工事の内訳といたしましては、耐久性工事が185件、省エネ工事が34件、バリアフリー工事が30件、耐震工事が0件でございますが、そういう

内訳でございまして、約2億8,000万円分の仕事が、地元の中小零細企業また個人事業者の皆さんでできたということは、本制度の1つの目的であります地域経済の活性化はもとより、住環境を整備することで、今後も現に飯塚市に居住している方の転出抑制にもつながっているのではないかと考えております。

江口委員

確かこれは、交付対象は市内の事業者でやったものに限るでしたね。確かに言われたように効果というのは十分あったのではないかなと思うんです。ただこの補助金があるなしにかかわらず、このような発注がなされたのであれば、ある意味なくてもよかったと考えるわけですが、その分に関しては何らかの検証、例えばアンケートを出すなりなんなり、そういうことはなされたのでしょうか。

建築課長

平成24年度の事業の結果というのは、いま説明したとおりなんですけど、この事業に対しまして昨年度より利用者及び工事業者へ、住宅リフォーム補助金事業に対しましてアンケートを実施いたしております。その結果といたしまして、補助金利用者の約30%、回収率は88%でございましたが、そのうちの30%の方がこの補助金があることからリフォームを行おうとしたというような回答がっております。また、工事業者につきましては、回収率は52%という低い数値ではございますが、回答者の約23%の業者の方が前年同期と比較しても見積もりの依頼、それから工事依頼の問い合わせがふえたというような回答がっております。このことから住宅リフォーム補助金制度によって少なからず地域経済の活性化が図られ、また市民の快適な住環境の整備が図られたのではないかと考えております。

江口委員

実際にはこの補助金があったことで発注されたものがあると考えているということですね。最後にお聞きしたいのが、この住宅リフォーム補助金なくなるんですか。

建築課長

事業といたしましては3年を目途というようなことで考えておりましたけれども、今後につきましては制度のいろいろな問題点はあると思いますが、また市民の方からの問い合わせ等もあっているような現状でございます。そういう状況、またアンケートの結果等を見ながら、今後も関係各課と協議をして決めていきたいと考えております。

江口委員

確か1度なくなるんだよというお話を聞いたかと思ったんですが、そうではなくなったということですね。私自身もこれを継続すべきだと思っています。ぜひ庁内で検討した上で、続けられるようやっていただきたいと思います。

委員長

続きまして、同じく住宅リフォーム補助金について、田中裕二委員に質疑を許します。

田中委員

住宅リフォーム補助金でございますが、いま江口委員から質問がございまして、すべてお答えがありましたので、この質問を取り下げさせていただきます。

委員長

続きまして、同じく226ページ、マイホーム取得奨励補助金について、兼本委員に質疑を許します。

兼本委員

マイホーム取得奨励補助金2,060万円についてお尋ねいたしますが、この制度を利用して平成24年度でどのくらいあったのかというのは、資料の187ページにあがっております。その中で、当然その経済効果等そういうものも十分あると思いますけど、定住されたのが結

局、件数として35件で、中古住宅が4件と、39件で118名の方が新しく入られたと。これは市長の進める定住促進の中で、こういう制度を取り入れていかに市外の方を呼び込むかというような政策の1つであったと思いますけど、これだけのものがあれば、相当の数があると思うわけですが、この35件の中には、いま新しくマンションが建っていますけど、このマンションも当然入ってきているわけですかね。その点はどうですか。

住宅課長

この制度の対象者は、本市に転入し住宅の新築または購入するものということになっておりますので、マンションであっても分譲のマンションであれば対象となります。

兼本委員

そうしますと、単純に考えますと、今この資料で見ますと118人、平成24年度だけで118人、地方交付税が80,000円ですから、約900万円あるわけです。交付税は5年ごとの国勢調査の数でやりますので、当然これは、5年間はこの入ってこられた方が出ていってもらうと困るわけですが、確か規制は5年間の規制がかかっていたはずですが、どうですかね。

住宅課長

マイホーム取得奨励金の申込みのときに同意書をいただきまして、5年間追跡調査をさせていただくようにしております。

兼本委員

追跡調査をするということは、5年内に出ていったときには、補助金の回収とか何とかも当然あるということですか。

住宅課長

5年以内に出ていかれた場合には、返していただくことになっております。

兼本委員

年間に120名として、5年すると600人ということになるわけですね。単純にそんなわけにはいかんかもわからんけど。そうすると、この地方交付税だけでも相当の数が入ると、118人にしても、先ほど何かどなたかの答弁の中で、住民税だけで60万円とか何とかいう話が出ていましたけどね、そういう形の中で入ってくると、2,060万円の補助を出したとしても、5年単位で考えてくると、もう年間に引きなおすと、何百万円ぐらいの予算措置でこれだけの定住人口がふえるという形になる。だからこの政策としては、非常に私はいい政策だろうと思う。マイホームと、先ほどのリフォームも、リフォームもやっぱり根本はどこにあるかというのは、やっぱり定住促進、出ていかないようにするためにということですから。3年でとか何とかじゃなくして、これはもうせめてずっと継続してやるような形をやっていくぐらいの気持ちでやっていかないと、いま住宅リフォームは出せばなしになるかもわからんけど、それによって民間の業者の方が潤うから、その人たちがまた購買とか、それから税金の支払いとか何とかで、必ずそのバックがあるわけですから、当然このマイホームについては、5年間経てばその次の交付税から増えた数掛ける80,000円というものは、必ず交付税として入ってくるわけですから。本当に年間の単位になおすと何百万円ぐらいの効果で何千万円の、何百万円の投資で何千万円の効果があるという政策なんですよ。だからこういう制度は、もう2年とか3年とかやなくして、これはもうずっと継続してやると、特にまた今度の中活で西鉄のバスセンターのところにもできるし、火災跡地にもできるし、それからいま新飯塚の駅前にも穴吹さんが建てているという形で、片島のバスセンター近くにもマンションが建て、かなりマンションが建ててきていますので、こういう制度があればね、来れば立派なカーテンが買えるとか何が買えるとかいう形で、よそに行こうかなという人も飯塚に行こうかという形でふえると思います。市外の方が来たときのお金ですから、そういう形の中でやってもらえれば非常に

少ない投資で大きな効果が得られると、単年度にしる2,000万円という形で、大きな投資みたいではありませんけど、5年経ったら返ってくるわけですから、だからそういう意味では大きな効果のある事業ですから、ぜひこの事業は継続してずっと、その3年とか5年とかね、そんなこと言わないで、もう飯塚市にいっぱいいっぱいになって、人が入りきらんぐらいになるまで、ないかもわからんけど、夢ではないから、夢は大きく持ってやるように、ひとつ継続してやっていただきたいと。これは非常にいい政策としてあげて、効果のある事業ですからね、これは決算委員会の中でも花丸ですよ。そういうことで終わります。

委員長

同じく、マイホーム取得奨励補助金について、田中裕二委員に質疑を許します。

田中委員

同じくマイホーム取得奨励補助金について質問をさせていただきます。委員長から概要やらあんまり聞くなということも言われておりましたが、概要、目的を簡単に教えてください。

住宅課長

この制度は本市への定住を促進し、もって活気に満ちた地域社会を築くため、本市に転入し住宅の新築または購入するものに奨励金を交付することを目的としております。制度の概要といたしましては、新築住宅の助成として購入費の10%、上限50万円の助成をいたします。また、本市の業者の施工及び販売の場合は10万円の加算をいたします。中古住宅の助成といたしましては、購入費の10%、上限30万円の助成をいたします。交付対象者の要件といたしましては、住宅を新築または購入し、かつその住宅の所在地に転入を行い5年以上定住することなどの要件を定めております。

田中委員

このような制度、近隣の自治体はこのような制度を持っているのか、その状況がわかりましたら教えていただきたいと思えます。

住宅課長

資料で188ページに出させていたしておりますけども、田川市、宮若市、豊前市、うきは市、大牟田市、柳川市、八女市、大川市、宗像市といった自治体の実施をされております。その内容につきましては、大きく3つに区分されるというふうに考えております。まず、転入定住の条件付きの助成につきましては、うきは市、大牟田市、柳川市、それから2番目に、市有地購入の条件付きの助成につきましては、田川市、豊前市、住宅購入に対する助成につきましては、宮若市、八女市、大川市、宗像市になってくるかと思えます。各自治体において若干の違いはございますが、大部分において助成内容が似通っておりますので、それぞれの代表自治体をご説明いたします。1つに転入定住の条件付きの助成につきましては、うきは市についてご説明いたします。平成21年1月1日以降にターン、Uターンによる定住転入者に対し、住宅取得助成として新築住宅で100万円または20万円、中古住宅で50万円または10万円、これは土地の購入地区により変わってきますが助成を行っております。2番目に市有地購入の条件付きの助成につきましては、田川市についてご説明いたします。市が所有する土地を住宅建設することを目的に購入した個人または社員寮などの建設することを目的に購入した法人に対して、土地取得額の10%を助成しております。また、建設を市内業者で施工した場合、50万円の加算助成を行っております。3番目に宅地購入に対する助成につきましては、宮若市についてご説明いたします。定住を目的とした市内の土地及び住宅の取得に対し、固定資産相当額を7年間、最大で105万円の助成を行っております。

田中委員

今お示しいただきました他の自治体の状況でございますが、本市のマイホーム取得奨励補助金制度は、市外からの転入の方が対象だということであると思えます。いま近隣自治体のこう

いった取り組みをされている自治体の中で、市内から市内への新築購入とかをされたとき、市内から市内へも対象にしているところはあるんでしょうか。

住宅課長

市内から市内は宮若市が対象になってあるかと思います。それから八女市、これは木材の木造住宅の購入ということで対象にされてあるようであります。それから宗像市、これは中古住宅の購入助成ということで対象にされてあるようであります。

田中委員

何でこういうことをお聞きしたかと言いますと、住宅リフォームの場合は市内の方が、リフォームをされる方が対象、要するに定住を促進するという目的であると思います。このマイホーム取得奨励補助制度というのは、市外から市内に転入される方をふやしていくと、そのような目的であると思います。そう考えますと、市内から市内に移り住まれて新築される、また中古住宅買われる場合は対象外ということであれば、近隣の自治体はそういったふうなものを、いま言いました近くでは田川市、宮若市にこういった制度がありますから、飯塚市に住んである方が、田川に住めばこの補助金を使えるよということで田川に転入される、また宮若市に転入をされるということも考えられるのではないかと考えております。そう考えますと、市内から市内にというのを、数がかなり多くなると思いますので、予算的には厳しいかと思っておりますけれども、そのようなことも検討されるべきではないかと、このように思っております。また、数が相当な数になるから難しいのはわかりますけれども、若干でも検討をされてはいかかかなと思っております。それとこの制度というのは、確か平成24年度から26年度までの3ヵ年が1つの目安となっていたと思うんですが、それ以降はどうされるのか、兼本委員は要望で終わりましたが、それ以後どういうふうにかえられているのか、その点だけお尋ねいたします。

住宅課長

元々スタート時点では3年間の事業ということでスタートさせていただいております。しかしながら、現在の状況を見ますと、市内で多くのマンション建設の予定もありますので、今後の事業のあり方も含めまして、今後事業の新しい取り組みにつきましては、関係各課と協議をさせていただきたいというふうを考えております。

田中委員

ぜひとも、これも兼本委員も言われましたように、継続していただきたいということを要望いたしまして終わります。

委員長

次に、同じくマイホーム取得奨励補助金について、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

お二方がほとんど言われましたので、私の質問は取下げさせていただきます。ぜひ、私もいい事業だと思いますので、ぜひとも続けていただきたいということをお願いして終わります。

委員長

次に、228ページ、道路橋りょう維持費、維持管理費について、江口委員に質疑を許します。

江口委員

228ページ、道路橋りょう維持費についてでございます。維持管理費に関してなんですけれども、資料を出していただきました。資料のほうは137ページ、この資料を見ると、金額がかなり上下するわけなんです。昨今、コンクリートから人へという話があって、その後地震が起きて、震災が起きて、いま強靱化という話があります。その中で十分な維持管理経費がとれるのかというのが、最近よく言われる議論でございます。この部分に関して、飯塚市のこの決算額で十分なのかどうか心配なんです、その点についてどのようになっていますか。

土木管理課長

舗装ということで、例にとらせていただきますと、それに関しましては、年々老朽化はしていくと考えます。これに対応する対応策といたしましては、請負による修繕工事、職員による直営修繕を行うことにより、配当予算内の範囲内で行ってまいりたいと考えております。また、国による経済対策など特別な財源措置があった場合には、これを利用いたしまして施設更新の進捗を図ってまいりたいと考えております。

江口委員

道路に限らず橋もあるわけですが、今のお話の中では、補修に関しては配当予算の中でやっていきたいというふうなお話がありました。橋を含めて道路橋りょうともに現状の予算程度で十分何とかやれるという理解でよろしいですか。

土木管理課長

維持管理に関します予算に関しましては、ふんだんにあるに越したことはございませんが、限られた配当額の中で維持管理を行ってまいりたいと考えております。

江口委員

ふんだんにあるに越したことはないというお話ございましたけど、ふんだんにはつけていないわけですね。ただ、その中でも何とかぎりぎりやれると、例えばこういう金額があることで、先のほうでドーンとかかかるようなことがない、ある意味、平均的な部分でやっていけるという理解でよろしいですか。

土木管理課長

先ほども申しましたが、単独費による修繕、直営職員による修繕を行いまして、特別な枠といたしまして、国による経済対策など特別な枠があった場合には、これを利用いたしまして対応するというので今は維持管理を行ってまいりたいと考えております。

江口委員

橋については調査をしていますよね。それでこれから先どうやってやろうと、多少やっていると、ですよね。そしてまた道路についてはないと思っているんですが、そこも含めて計画的にやる必要があると思っているんです。先を見越した中で財源措置をしていないと、今お金をけちったがために先々に大きな負担をしなくてはならない。事故が起きたとかね、なったら困るだけだと思うんです。なので、今の予算・決算額で、この金額をけちって、先々に負担をかけるものではないかどうかを、確認したいわけなんですけど、担当部長どうですか。

都市建設部長

橋りょうについては、言われますとおり橋りょうの長寿命化ということで平準化を図っております。質問にありますように、道路の舗装については、道路の舗装というのは10年サイクルで痛みがひどくなって、修繕を行わなければならないという状況がございます。その中で建設部として10年サイクルの補修というものについても検討はしておりますけど、現実問題すべてに追いつくということとはございませんけども、今回補修のほうで国の補助等が出た場合は、すべてその辺で賄っていきたいというふうに考えております。

江口委員

非常に言葉を選んだようなお答えなんですけれど、その部分をもう少ししっかりと詰めて、作業をやっていただきたいと思います。でないと、先ほど言ったみたいに後々厳しくなっていくということがあり得ます。そのことに配慮いただきたい。あと、道路についてなんですけど、今の道路はやっぱり車中心の社会なんです。歩道についてはやはり歩いていると、例えばベビーカーなりシニヤカーとか走っていると、やっぱりでこぼこがあったりとか、電柱があったりとかするわけですが、そこら辺に対しては何らかの整備をするというガイドライン的なものは、飯塚ではあるのでしょうか。

土木管理課長

整備すべき道路が多く存在するとは認識しております。いま現在のところガイドライン等はございませんが、要望のあった場所は調査を行って実施可能な部分は整備を行っております。また、全体的な整備計画につきましては、検討すべき課題とは考えております。

委員長

それでは次に、同じく228ページ、道路橋りょう維持費、橋梁長寿命化修繕計画策定支援委託料について、田中裕二委員に質疑を許します。

田中委員

今江口委員が道路について質問されましたので、私は橋について質問させていただきたいと思います。橋梁長寿命化修繕計画策定委託料についてでございますが、この策定支援委託料は国の補助事業であると思いますが、補助率はどのようになっているのかお尋ねします。

土木管理課長

本事業につきましては、社会資本総合交付金事業により実施しております。委託料、修繕工事ともに、補助率は55%でございます。

田中委員

委託料、修繕工事ともに55%ということですが、昨年でしたか一昨年でしたかね、一般質問の中で対象の橋梁が飯塚市内には262の橋があると、このような答弁がございましたが、そのうち改修すべき橋梁の内訳はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

土木管理課長

申し訳ございません。対象橋梁数は626橋とご報告させていただきました。実施いたしました設計委託においていくつかの要因を総合的に判断し、修繕すべき56橋を選定いたしております。さらに今後10年間において、修繕が必要な18橋を絞り込み、今年度に徳前大橋、駅通り橋の修繕設計委託を実施し、平成26年度以降に修繕工事を行ってまいります。

田中委員

626のうち、修繕すべき橋が56、そして今後10年間において修繕が必要な橋を18に絞り込んで今年度に徳前大橋、駅通り橋の2橋を、修繕設計を委託して平成26年度に修繕工事をするということですが、この10年間で18橋を修繕するということですが、それ以外の56から18を引いた38の橋、この橋はどのようにされるのか、また626ある橋の中で、56が修繕しなくてはならないという数、こんな数ではないと思うんですね。コンクリートの耐用年数50年と言われておりますから、50年を過ぎた橋はまだいっぱいあると思いますが、それ以外の橋についてはどのようにされるのかお尋ねいたします。

土木管理課長

策定いたしました橋梁長寿命化修繕計画に基づき、修繕工事が必要な橋梁につきましては、緊急性や重要性を勘案いたしまして修繕工事を実施いたします。また、現時点で対策の必要性のない橋梁などにつきましても、定期的な点検により適切な維持管理を行ってまいります。

委員長

次に、230ページ、道路橋りょう新設改良費、黒岩・堤田線道路新設事業費について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

230ページ、道路橋りょう新設改良費ということで、黒岩・堤田線道路新設事業についてですが、この事業についてご説明をお願いします。

土木建設課長

本事業につきましては、鯉田工業団地造成に伴いまして、200号バイパスより進入においては旧穎田町方面から左折のみ、出につきましては飯塚方面への左折のみというふうなアクセ

スの悪さによりまして、今回新設道路を計画したものでございます。黒岩・堤田線道路新設事業費9,772万3000円の内訳といたしましては、分筆測量委託料493万8000円、新設工事費9,278万9,500円でございます。そのうち、分筆測量委託料の493万8000円につきましては、本新設道路用地を土地所有者との用地交換にて調整を行ったことにより、分筆確定測量を委託したための費用でございます。また、新設工事の9,278万9,500円につきましては、黒岩・堤田線道路新設2工区、3工区、4工区工事に伴う請負工事費でございます。

宮嶋委員

すいません、読み間違えました。黒岩・堤田線ですね。それでこれは平成24年度の事業予算では、6,100万円となっておりますが、これが9,700万円になっていきます理由を教えてください。

土木建設課長

平成24年度の事業予算では、3工区工事を実施することとしておりました。決算書に計上されております2工区及び4工区分におきましては、平成23年度工事でございます。平成23年10月14日付けで、国より全国的な防災・減災対策を進める観点から公共事業・施設費の執行保留を解除する方針が示され、追加予算をいただきましたことから2工区工事につきましては事業の進捗を図るため、道路盛土の増工及び他工事からの残土有効利用に伴う搬入日程の調整等を行ったために、工事の増工及び工期の延長を行い、平成24年度に繰り越したものでございます。また4工区工事につきましては、平成23年度事業を平成24年度へ繰り越し、実施したものでございます。

以上のことから、平成24年度事業予算6,100万円に対しまして、決算では繰り越し分を含め9,772万3000円となったものでございます。

宮嶋委員

それでは、その工事が遅れたということになってくると完成はいつになるのでしょうか。

土木建設課長

本事業は平成23年度より工事に着手いたしました。本事業は、平成26年3月末日に供用開始する予定でございます。よって、本年度で完了いたします。

宮嶋委員

では予定どおり工事は終わるということですね。ありがとうございます。

委員長

それでは次に行きます。238ページ、下水道費、浸水対策事業費について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

浸水対策事業、前回一般質問で鯉田地域のことについてはお伺いしたんですが、238ページ、下水道費、浸水対策事業の進捗状況、進捗率についてお尋ねいたします。

土木建設課長

平成23年度につきましては、調査設計等の業務委託10事業、16業務6,616万3,550円を執行し、また、早急に実施可能な水路の改修等の軽微な各所浸水対策工事につきましては32箇所で9,413万9,850円を執行しており、基本計画の短期計画からしますと約2.6%の進捗率でありました。

平成24年度につきましては、調査設計等の業務委託18事業、24業務で1億9,909万5,900円を執行し、工事につきましては、17箇所6億8,530万9,800円を執行しており、単年度では短期事業計画の約14.5%の進捗率となり、平成23年度、平成24年度と併せまして、短期事業の約17.1%の進捗率となります。

宮嶋委員

今後の予定はどのようになるのかをお知らせください。

土木建設課長

平成25年度につきましても基本計画にのっとり、業務委託を実施するとともに、早急に取り組める工事箇所につきましても継続的に事業を実施しているところであります。また、平成26年度以降につきましても事業の進捗を図り、集中豪雨に伴います市民の皆さまの不安の解消に努めてまいりたいと考えております。

宮嶋委員

本当に昨今の雨の降り方は異常で本当に事業が急がれているところですが、この平成25年度の進捗率、今年度でどのくらいになるのか教えてください。

委員長

平成25年度の進捗率は平成24年度の決算の審査をしているので、平成25年度の進捗は、先ほどちょっと今後どうなるかということ質問されましたので、それで答弁されましたからいいですか。

宮嶋委員

はい。

委員長

それでは次に240ページ、住宅建設費、下三緒団地公営住宅外壁等補修工事について、田中裕二委員の質疑を許します。

田中委員

241ページ、公営住宅改善事業費の中の下三緒団地公営住宅外壁等補修工事について、質問をいたします。この工事の内容及び財源等、どのようになっているのかお尋ねいたします。

住宅課長

この事業は、平成24年3月に策定いたしました飯塚市公営住宅等長寿命化計画に基づく事業でございます。屋上防水や外壁等の補修工事を行うことで、住宅の長寿命化を図るものであります。なお、この事業は国の社会資本整備総合交付金の対象となる事業でございます。事業費の約45%が交付金となっております。また、交付の要件といたしまして当該住宅の耐用年数が10年以上残っていることが必要となりますので、耐用年数が残り10年をきった住宅については事業の対象外となっております。

田中委員

それでは、この事業期間はどのようになっているのかお尋ねいたします。

住宅課長

平成24年度から26年度の3カ年になっております。

田中委員

この事業は、下三緒団地すべての住宅で補修工事をやるということなのかどうか、この点はいかがでしょうか。

住宅課長

耐用年数が残り10年未満の住宅も下三緒団地にはありますので、そういった住宅につきましては、今回の事業の対象外となっております。

田中委員

耐用年数が10年未満の住宅については対象外ということでございますが、大体何棟ほど対象外の住宅がございますか。

住宅課長

約40棟が対象外ということになっております。

田中委員

それでは、その耐用年数残り10年をきった40棟はどのようにされるのか、実際に公募停止にしたりしている住宅もございますので、そうした住宅の今後の対応についてどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

住宅課長

住棟全体の防水工事や外壁等の補修工事には、かなりの費用がかかりますので、補助金や交付金の対象となるものを実施していきたいというふうに考えております。しかしながら、耐用年数が10年をきった住宅につきましても、公募停止にはいたしており、新たな募集を行っておりませんが、実際にそこで生活をされておられる方もいらっしゃいます。そういった中で、外壁がはがれたり、雨漏りがするなど、生活に支障のある状態をそのままにしておくわけにもいきません。そうした住戸につきましては、入居者からの相談等を受けまして、個別に対応を図りたいというふうに考えております。また、老朽化の著しい住戸で補修もままならないものや4戸連の住宅に1戸・2戸の入居といった住宅もあります。そうした住宅につきましても、住宅の集約及び削減を目的として転居先をあっ旋したり、新築住宅に集約するなどいたしまして、管理戸数の削減を図るなどの方策も今後、検討しなければならないと考えているところでございます。

田中委員

対象外が40棟あるということでございますが、その40棟の方が中にはもうそろそろうちの棟が外壁の工事に係るといふふうにして待ってらっしゃる方もいらっしゃるんです。そういう方はいらっしゃいます。こうこうこういう理由でここは対象外ですよということを知らずにずっと何時になったら家にくるんだらうかと待ってらっしゃる方もいらっしゃいます。従いまして、先ほど最後のほうに言われましたように方針を検討しなければならないと考えているということでございますので、これは早急に方針を検討していただいて、対象外になっている住宅に住まわれている方への告知を早急にしていただきたいと思います、このように要望して質問を終わります。

委員長

次に、244ページ、災害対策費、河川監視カメラ保守点検委託料について、上野委員の質疑を許します。

上野委員

244ページの災害対策費、備考は245ページの一番下になります。河川監視カメラ保守点検委託料6万2,500円について、お伺いをいたします。現在、河川監視カメラはどこに何台設置されておるのでしょうか。

防災安全課長

河川監視カメラにつきましては、国交省遠賀川河川事務所が学頭、菰田、明星寺川、庄司、殿浦、鯉田の各排水機場に6カ所、飯塚県土整備事務所が姿川、小正調節池、明星寺川調整池の2カ所、本市が各支流河川の明星寺川、熊添川、新川、建花寺川、庄司川、椎ノ木川、西秋松川、7カ所に設置されております。この中で県設置2カ所と市設置7カ所につきましては、本市で管理いたしております。

上野委員

ここ数年来、積極的に浸水対策、施策をされておられた結果、河川の危険箇所についても変化があらわであるのではないかとお伺いしておりますが、所管課として、現在の設置されてある箇所以外にも、この河川監視カメラの設置が必要であるというふうにご把握をされておられる場所、またそういうふうな場所があるとするならば、今後どのように対処をされるのか、教えてください。

防災安全課長

この河川監視カメラにつきましては、水防計画、水防活動における避難勧告等の情報収集を行う上で最も重要なものの1つであり、また近年のゲリラ豪雨や予想をはるかに上回る気象状況等を考えますと、当課としましては、この監視カメラの必要性は十分認識いたしております。そこで現在、浸水想定流域地区におきまして設置されておりません穂波地区の泉河内川、碓川流域、潁田地区の庄内川、鹿毛馬川流域には必要であるというふうに考えております。この4カ所につきましては、実施3カ年計画に計上しまして設置に向け関係各課と協議を進めていきたいというふうに考えております。

上野委員

答弁いただきましたが、市民の側としても最も重要な情報を客観的に判断ができるシステムだというふうに思います。来年の当初予算は、市長選の関係で骨格予算にならざるを得ないというふうに思っておりますが、ご答弁のようにその設置が必要な箇所が明確に具体的に把握をされているのであれば、市民の命がかかっていることですので、来年の降雨時期に間に合わせられるように設置ができるよう協議を進めていただきますようお願いいたします。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

宮嶋委員

すいません。先ほどの238ページ、下水道費の続きなんですが、最後のほうに雨水貯水タンク設置費補助金というのがあります。これの目的と当初の設置目標、それと平成24年度の実績を教えてください。

都市計画課長

雨水貯留タンク設置補助金につきましては、浸水被害の軽減と雨水利用による水資源の有効活用を図ることで環境に対する意識の向上を図るために、市内に土地や建物を所有、あるいは使用される方に対し、雨水貯留タンク設置費の2分の1を補助するものでございます。平成24年度当初の目標といたしましては、全体では80件を予定しておりました。その中で実績といたしましては、20件の補助金の申請がっております。

宮嶋委員

80件、これで浸水対策はどのくらい効果があるのかわかりませんが、やっぱりそういうのが小さな積み重ねで違ってくると思いますので、ぜひやっていただきたいんですが、これはなかなかその目標までいかないというのは、どういう理由なのか教えてください。

都市計画課長

雨水貯留タンク設置の補助金につきましては、平成23年度より実施してきた事業でございますが、平成23年度につきましては、実績といたしまして44カ所の補助金申請となっております。平成24年度が20カ所と半減に近い形で推移しておりますけれども、事業年度が2年目ということで、その需要についても少なくなったかと思いますが、今後もPR活動につきましては、市報やホームページ等に貯留タンクの設置補助金の案内を掲載するとともに、支所や公民館等、こういった公共施設にパンフレット、または申請書、こういったものを配置いたしまして、広く広報したいと思いますし、またイベント会場等、ことしもLOVE遠賀川等でも貯留タンクを展示しておりますことで、広く市民の皆さまに補助金制度を周知して、ぜひとも申請箇所が多くなるように広報活動を行っていきたいというふうに考えております。

宮嶋委員

設置費の2分の1というふうに言われました。大小もあるようですね、大体どのくらいの金額がするものかというのも住民の方はなかなかわからないと思うんですね。こういうのがあっていくらですよというのを、飯塚市のほうがお知らせするということはなかなか難しいかもしれないけれども、その辺も含めて住民の方がもっとこう気軽にやってみようかなと思

われるような広報活動をされたらいいんじゃないかと思いますがどうでしょうか。

都市計画課長

先ほど、お答えいたしました補助金制度につきましては、タンクの容量で設置費用の2分の1を補助するというので、2つほど基準を決めております。1つが100リッターから500リッターまでの貯留タンクですと、設置費用の2分の1ということで限度額を1万5千円と、500リッター以上の場合を設置費用の2分の1ということで限度額を3万円ということで補助金を交付するようにしております。今までの申請書の中におきましては、おおむね設置費用というのはこの補助金の2倍と言いますか、設置費用の半分が補助金で賄える程度で設置を皆さんされているようでございます。

委員長

よろしいですか。それでは他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、第8款 土木費、第9款 消防費についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。認定第1号から認定13号までの以上13件については、本日の審査をこの程度にとどめ、明日10月30日、午前10時から委員会を開き、審査いたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、平成24年度決算特別委員会を散会いたします。お疲れ様でした。